

## 部長会議付議事案書（報告）

（令和5年1月4日）

提案課名 森林ふれあい課

報告者名 北村 栄

事案名	秦野市森林整備計画の改定案について		資料 有 無
提案趣旨	市町村が策定する森林整備計画は、森林法の定めるところにより、5年ごとに10年を1期とする計画を策定することとなっています。平成30年に策定した秦野市森林整備計画の現行計画について、策定から5年が経過するため、令和5年を始期とする新たな10年計画の計画案を定めましたので、報告するものです。		
概要	<p>【計画の主な改定内容】 （神奈川地域森林計画に基づく改定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特に効率的」な施業が可能な森林の設定</li> <li>・木材搬出の方法等の設定</li> <li>・「森林経営管理制度の活用に関する方針」の項目の追加 （その他）</li> <li>・森林、林業の現状と課題とその解決に向けた方策について現状に即し修正</li> </ul>		
経過	<p>1 検討経過（令和4年8月2日定例部長会議報告後）</p> <p>令和4年9月1日 令和4年度第1回秦野市森林づくり検討委員会開催</p> <p>〃 12月9日 計画案の庁内意見照会</p> <p>〃 12月16日 秦野市森林づくり検討委員会で計画（案）を決定</p>		
今後の進め方	1	令和5年 1月16日	議員連絡会への報告（2月24日まで意見聴取）
	2	〃 1月16日	計画案の公告縦覧（2月15日まで。広報はだの1月1日号掲載）
	3	〃 2月下旬	県との協議、関東森林管理局への意見照会
	4	〃 3月下旬	計画策定・公表

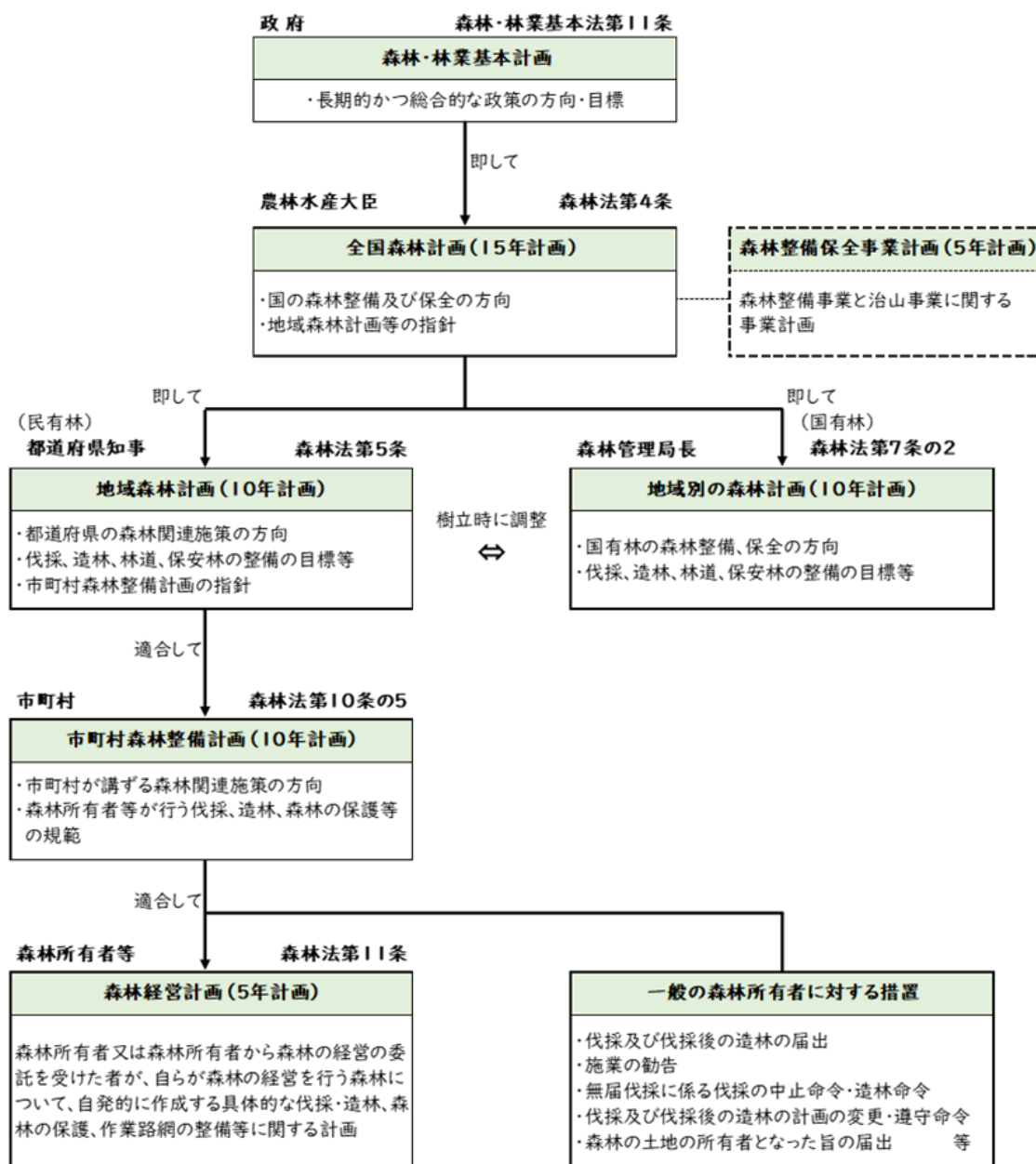
## 森林計画制度について

令和 5 年 1 月 4 日

環境産業部森林ふれあい課

## 1 森林計画制度とは

国や県、市町村が長期的な視点に立って計画的かつ適切な森林の取り扱いを推進するため、森林法に基づく全国森林計画・地域森林計画・市町村森林整備計画、森林経営計画からなる森林計画制度により、森林の整備及び保全を推進している。



## 2 市町村森林整備計画（秦野市森林整備計画）の目的

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの計画。

各市町村においては、都道府県が指定する地域森林計画対象森林（民有林）に対し、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするもの。

### (1) 計画期間

森林法の定めるところにより、5年ごとに、10年を1期とする計画を策定することとなっている。秦野市森林整備計画の現行計画は、平成30年から令和10年が計画期間となっており、5年が経過する令和5年から新たな10年計画を策定するもの。

### (2) 主な計画事項

- ア 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- イ 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- ウ 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
- エ 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- オ 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- カ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
- キ 森林施業の共同化の促進に関する事項
- ク 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- ケ 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項
- コ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- サ 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- シ 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- ス 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- セ その他森林の整備のために必要な事項

### (3) 秦野市森林整備計画の特徴

本市森林整備計画は、森林法に基づき定められた上記計画事項に、「はだの森林づくりマスタープラン」（平成10～28年度）で掲げた「持続可能な森林づくりと自然との共生」等の理念を引き継ぎ、本市における森林・林業の現状と課題を踏まえた施策の方向性などを加え、森林の管理・保全について、基本方針を定めている。

### (4) 計画の主な改定内容

#### ア 「特に効率的」な施業が可能な森林の設定

木材生産機能維持増進森林のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域の設定。

#### イ 木材搬出の方法等の設定

主伐時における伐採・搬出指針に即した集材等を標準的な方法として位置付ける。

#### ウ 「森林経営管理制度の活用に関する方針」の項目の追加

#### エ 森林、林業の現状と課題その解決に向けた方策について修正

## 3 新旧対照表（章立て等）

資料2のとおり

## 4 森林整備計画案

資料3のとおり

## 秦野市森林整備計画案について

現計画【平成30年度～平成40年度】	新計画案【令和5年度～令和15年度】 ※下線表記が変更箇所	主要な変更内容
表紙	表紙	写真を変更しました。
目次	目次	全体で字体を変更し見やすくしました。
I 秦野市森林整備計画策定の趣旨 (P2)	I 秦野市森林整備計画策定の趣旨 (P2)	
1 森林整備計画策定のねらい	1 森林整備計画策定のねらい	
2 森林整備計画の対象とする森林	2 森林整備計画の対象とする森林	計画の対象である本市民有林の面積を修正しました。
3 諸計画との関係	3 諸計画との関係	
II 秦野市の森林・林業の現状・課題とその解決に向けた方策 (P3～28)	II 秦野市の森林・林業の現状・課題とその解決に向けた方策 (P3～31)	
第1 森林・林業の現状と課題	第1 森林・林業の現状と課題	
1 国内外及び県の動向	1 国内外及び県の動向	
(1) 地球温暖化と森林の重要性	(1) 地球温暖化と森林の重要性	
(2) 世界の木材需給の動向	(2) 世界の木材需給の動向	
(3) 国内の木材需給の動向	(3) 国内の木材需給の動向	
(4) 国の森林・林業の目指す方向	(4) 国の森林・林業の目指す方向	
(5) 県の森林・林業の目指す方向	(5) 県の森林・林業の目指す方向	
2 本市の森林・林業の現状と課題	2 本市の森林・林業の現状と課題	
(1) 森林資源の概要	(1) 森林資源の概要	森林資源の概要について、図面、数字の修正、現状と課題で水源環境保全税について追記しました。
(2) 現状と課題	(2) 現状と課題	
第2 課題解決に向けた森林区分と施策の方向性	第2 <u>課題解決に向けた施策の方向性</u>	
	<u>1 森林区分と施策の方向性</u>	
	<u>2 森林環境譲与税の活用の方向性</u>	
	<u>(1) 森林環境譲与税の概要</u>	国の森林環境譲与税について記載し、県の水源環境保全税との住み分け、本市の森林環境譲与税の活用方針について記載しました。
	<u>(2) 森林環境譲与税の活用方針</u>	
第3 基本施策	第3 基本施策	
1 森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり	1 森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり	
(1) 森林生態系の保全・再生	(1) 森林生態系の保全・再生	
(2) 水源の森林づくり	(2) 水源の森林づくり	・ナラ枯れについて詳細に記載し対応策を記載しました。 ・水源環境保全施策について記載し対応策として継続を要望する旨記載しました。
2 森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり	2 森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり	
(1) 効率的で経済性の高い木材生産 (森林施業の合理化)	(1) 効率的で経済性の高い木材生産 (森林施業の合理化)	・森林経営受委託の推進で「森林経営管理制度」について記載しました。 ・担い手の確保、育成に「自伐型林業」について追記しました。 ・地場産木材の利用と地域産業の活性化に、地場産材の需要拡大の検討、「(仮称)羽根地区森林観光拠点の活用」を追記しました。
(2) 林産物の利用拡大	(2) 林産物の利用拡大	
3 森林とのふれあいと市民参加の森林づくり	3 森林とのふれあいと市民参加の森林づくり	
(1) 里山林の整備と森林とのふれあい	(1) 里山林の整備と森林とのふれあい	
(2) 市民参加の森林づくり	(2) 市民参加の森林づくり	・森林の総合利用に森林セラピー事業の推進を追記しました。
(3) 山地林及び奥山林における森林利用	(3) 山地林及び奥山林における森林利用	

Ⅲ 森林整備の方法 (P29～47)	Ⅲ 森林整備の方法 (P32～52)	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く)	第1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く)	
1 立木の伐採 (主伐) の標準的な方法	1 立木の伐採 (主伐) の標準的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主伐 (皆伐・択伐) の標準的な方法を記載しました。</li> <li>・広葉樹林施業を追記しました。</li> <li>・集材、搬出木材搬出の方法等について、作業システムを追記しました。</li> </ul>
(1) 単層林施業	(1) 単層林施業	
(2) 巨木林施業	(2) 巨木林施業	
(3) 複層林施業	(3) 複層林施業	
(4) 混交林施業	(4) 混交林施業	
	<u>(5) 広葉林施業</u>	
2 樹種別の立木の標準伐期齢	2 樹種別の立木の標準伐期齢	
3 その他必要な事項	3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	1 人工造林に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工造林の樹種別及び仕立て別の植栽本数の表中に疎仕立てを追記しました。</li> <li>・その他人工造林の方法で低密度植栽など造林の省力化と低コスト化について追記しました。注釈で低密度植栽を行う場合について追記しました。</li> </ul>
(1) 人工造林の対象樹種	(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新に関する事項	2 天然更新に関する事項	県森林計画に合わせ天然更新の標準的な方法を削除し、天然更新補助作業の標準的な方法に改めました。
(1) 天然更新の対象樹種	(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	(2) 天然更新補助作業の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を追記しました。
	<u>(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準</u>	
	<u>(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在</u>	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
(1) 更新に係る対象樹種	(1) 更新に係る対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 天然林と人工林の棲み分け	5 天然林と人工林の棲み分け	
6 その他必要な事項	6 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準に関する事項	第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準に関する事項	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	要間伐森林の記載を削除しました。
2 保育の作業種別の標準的な方法	2 保育の作業種別の標準的な方法	
3 その他間伐及び保育の基準	3 その他必要な事項	
4 その他必要な事項		
第4 公益的機能別施業森林の整備等に関する事項	第4 公益的機能別施業森林の整備等に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及びその区域における森林施業の方法	1 公益的機能別施業森林の区域及びその区域における森林施業の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の設定、施業の方法に分けわかりやすく修正しました。</li> <li>・区域の設定では、「特に効率的な施業が可能な森林の設定基準」を追記し、別表中で所在を明記しました。</li> </ul>
(1) 水源かん養機能維持増進森林	(1) 水源かん養機能維持増進森林	
(2) 快適環境形成機能維持増進森林	(2) 快適環境形成機能維持増進森林	
2 木材生産機能維持増進森林の区域及びその区域における森林施業の方法	2 木材生産機能維持増進森林の区域及びその区域における森林施業の方法	
	<u>(1) 区域の設定</u>	
	<u>(2) 施業の方法</u>	
3 その他必要な事項	3 その他必要な事項	

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 路網の整備に関する事項	1 路網の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路網の整備に関する事項で作業システム及び路網密度（表中）を修正しました。</li> <li>・基幹路網の整備計画について修正しました。</li> </ul>
(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項	(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項	
(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	
第6 森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで留意すべき事項		II 3 基本施策 2 (1) 効率的で経済性の高い木材生産（森林施業の合理化）に記載があるため削除。
第7 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項		II 3 基本施策 2 (1) 効率的で経済性の高い木材生産（森林施業の合理化）に記載があるため削除。
第8 森林の保健機能の増進に関する事項	第6 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	1 保健機能森林の区域	
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
(1) 森林保健施設の整備	(1) 森林保健施設の整備	
(2) 立木の期待平均樹高	(2) 立木の期待平均樹高	
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項	
第9 その他森林の整備のために必要な事項	第7 その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	1 森林経営計画の作成に関する事項	
(1) 路網の整備状況その他の地域の実情から見て造林、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域	(1) 路網の整備状況その他の地域の実情から見て造林、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域	
(2) 森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする	(2) 森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする	
2 その他必要な事項	2 その他必要な事項	
付属資料	付属資料	
森林・林業関係用語集	森林・林業関係用語集	計画策定の経過等を追記しました。
秦野市森林整備計画概要図	秦野市森林整備計画概要図	
森林経営計画一体整備相当区域図	森林経営計画一体整備相当区域図	
	計画策定の経過等	



# 秦野市森林整備計画(案)

計画期間

自 令和 5年4月 1日  
至 令和15年3月31日







## 目 次

<b>I</b>	<b>秦野市森林整備計画策定の趣旨</b>	<b>1</b>
1	森林整備計画策定のねらい	2
2	森林整備計画の対象とする森林	2
3	諸計画との関係	2
<b>II</b>	<b>秦野市の森林・林業の現状・課題とその解決に向けた方策</b>	<b>3</b>
<b>第1</b>	<b>森林・林業の現状と課題</b>	<b>4</b>
1	国内外及び県の動向	4
2	本市の森林・林業の現状と課題	8
<b>第2</b>	<b>課題解決に向けた施策の方向性</b>	<b>13</b>
1	森林区分と施策の方向性	13
2	森林環境譲与税の活用の方向性	14
<b>第3</b>	<b>基本施策</b>	<b>15</b>
1	森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり	15
2	森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり	18
3	森林とのふれあいと市民参加の森林づくり	25
<b>III</b>	<b>森林整備の方法</b>	<b>32</b>
<b>第1</b>	<b>森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）</b>	<b>33</b>
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	33
2	樹種別の立木の標準伐期齢	37
3	その他必要な事項	37
<b>第2</b>	<b>造林に関する事項</b>	<b>38</b>
1	人工造林に関する事項	38
2	天然更新に関する事項	39
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	41
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	41
5	天然林と人工林の棲み分け	41
6	その他必要な事項	41

<b>第3</b>	<b>間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準に関する事項</b>	<b>42</b>
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	42
2	保育の作業種別の標準的な方法	43
3	その他必要な事項	43
<b>第4</b>	<b>公益的機能別施業森林の整備等に関する事項</b>	<b>43</b>
1	公益的機能別施業森林の区域及びその区域における森林施業の方法	43
2	木材生産機能維持増進森林の区域及びその区域における森林施業の方法	45
3	その他必要な事項	44
<b>第5</b>	<b>作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	<b>49</b>
1	路網の整備に関する事項	49
2	その他必要な事項	50
<b>第6</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項</b>	<b>50</b>
1	保健機能森林の区域	50
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	50
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	50
4	その他必要な事項	51
<b>第7</b>	<b>その他森林の整備のために必要な事項</b>	<b>51</b>
1	森林経営計画の作成に関する事項	51
2	その他必要な事項	51

<付属資料>

森林・林業関係用語集

秦野市森林整備計画概要図

森林経営計画一体整備相当区域図

計画策定の経過等

# **I 秦野市森林整備計画策定の趣旨**

- 1 森林整備計画策定のねらい**
- 2 森林整備計画の対象とする森林**
- 3 諸計画との関係**

## I 秦野市森林整備計画策定の趣旨

### 1 森林整備計画策定のねらい

森林は木材資源としてだけでなく、地球温暖化防止として二酸化炭素の吸収、空気・水・みどりといった環境資源、あるいは保健休養、教育の場などの文化資源等、多面的な機能を有している。私たちはそのような森林を適切に保全管理し、次世代に引き継がなければならない。

森林を守り育てていくためには、森林所有者の自助努力だけに委ねるのではなく、市民共通の財産として、市民と行政とが一体となって持続可能な森林づくりを進めていく必要がある。

この森林整備計画は、森林法第10条の5に基づき定められた計画事項に、「はだの森林づくりマスタープラン」（1998～2016年）で掲げた精神を引き継ぎ、本市における森林・林業の現状と課題を踏まえた施策の方向性などを加え、秦野のかけがえのない森林の管理・保全について、基本方針を定めることを目的として策定するものである。

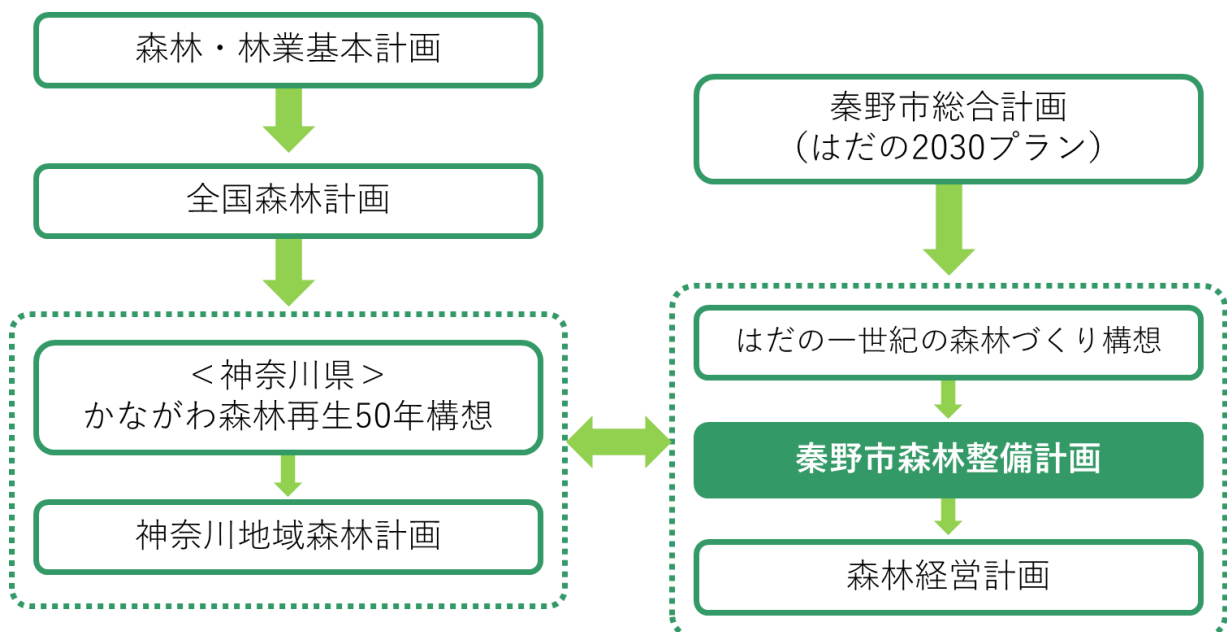
### 2 森林整備計画の対象とする森林

本計画における対象森林は、本市の民有林4,775haのうち、神奈川地域森林計画の対象となる4,683haである。

### 3 諸計画との関係

本計画は、「はだの一世紀の森林づくり構想」で定める本市の森林づくりの推進方向を踏まえ、「神奈川地域森林計画」など各種関連計画との整合を図り、本市が講じる森林・林業に関する施策や森林法第10条の5に基づく森林整備の方法を定め、秦野市における森林・林業に関する様々な課題解決に向けた取組を推進するものである。

《関連計画等体系図》



## Ⅱ 秦野市の森林・林業の現状・課題 とその解決に向けた方策

第1 森林・林業の現状と課題

第2 課題解決に向けた施策の方向性

第3 基本施策

## II 秦野市の森林・林業の現状・課題とその解決に向けた方策

### 第I 森林・林業の現状と課題

#### I 国内外及び県の動向

##### (1) 地球温暖化と森林の重要性

平成27(2015)年にフランスのパリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」では、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加する公平かつ実効的な法的枠組みである「パリ協定」が採択された。平成30(2018)年のCOP24では、パリ協定の実施指針が採択され、これまでと同じ方法により温室効果ガスの排出・吸収量を計上することが認められたため、パリ協定の下でも、日本の森林が吸収源として排出削減目標の達成に貢献することが可能となった。

令和3(2021)年10月には、「地球温暖化対策計画」が改訂され、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、令和12(2030)年度の日本の温室効果ガス排出削減目標を引き上げ、平成25(2013)年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。森林吸収量についても、目標を2.0%から2.7%に引き上げている。

この目標達成に向けては、森林・林業基本計画等に基づき、適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用の確立を図り、炭素を貯蔵する木材の利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再生林により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していくことが重要である。また、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減・吸収量増加の一助として、Jクレジットの導入、森林吸収クレジットも活性化しており、温暖化対策とともに森林整備の促進を図るため、地方公共団体、森林所有者、民間の事業者、国民など各主体の協力を得つつ、取組を進めていくこととしている。

##### (2) 世界の木材需給の動向

国際連合食糧農業機関によると、世界の産業用丸太の消費量は、近年おおよそ20億 $m^3$ で推移しており、令和2(2020)年は、前年比2%減の19億8,602万 $m^3$ であった。産業用丸太以外の燃料用丸太については、令和2(2020)年の世界の消費量は前年比1%減の19億2,599万 $m^3$ であり、99%以上が生産国内で消費されている。

また、世界の産業用丸太の令和2(2020)年の生産量は、前年比2%減の19億8,369万 $m^3$ であった。製材は前年比3%減の4億7,273万 $m^3$ 、合板等は前年比1%減の3億6,825万 $m^3$ であった。

##### (3) 国内の木材需給の動向

国内の木材需要量(製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数)は、昭和48(1973)年に過去最高の1億2,102万 $m^3$ となったが、オイルショックやバブル景気崩壊後の景気後退等により減少傾向となり、平成21(2009)年にはリーマンショックの影響により、前年比19%減の6,480万 $m^3$ と大幅に減少した。

近年は、木質バイオマス発電施設等での燃料材の利用増加等により、平成20(2008)年の水準を上回るまでに回復していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2(2020)年の木材需要量は前年比9.1%減の7,444万 $m^3$ となった。

令和2(2020)年の人口一人当たり木材需要量は0.59 $m^3$ /人となっている。木造の新設住宅着工戸数の減少等から用材の需要量は前年に比べて988万 $m^3$ 減少し、前年比13.9%減の6,139万 $m^3$ となる一方、燃料材は木質バイオマス発電施設等での利用や在庫の

積み増しにより、前年に比べて242万㎡増加し、前年比23.3%増の1,281万㎡となった。内訳をみると製材用材が33.0%、合板用材が12.0%、パルプ・チップ用材が35.0%、その他用材が2.4%、燃料材が17.2%を占めている。

平成22(2010)年の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」制定以降、低層の公共建築物を中心に木造化が図られ、令和2(2020)年度は、新しく整備される低層の公共建築物の約3割が木造となっている。令和3(2021)年10月1日には、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(通称：都市(まち)の木造化推進法)として、題名を改正して施行された。同法において、民間建築物を含む建築物一般での木材利用を促進するため、新たに「木材利用促進本部」の設置、「建築物木材利用促進協定制度」の創設、「木材利用促進の日」(10月8日)及び「木材利用促進月間」(10月)の制定などが措置された。民間非住宅分野・中高層分野の木造率は依然として低位だが、耐震・耐火性能等の技術革新や建築基準の合理化により、木材利用の可能性は拡大し、都市部において、先導的な取組として中高層木造建築物の建設も進められている。住宅は木材の需要、特に国産材の需要にとって重要であり、非住宅・中高層分野については需要拡大の余地があるといえる。

国産材供給量(製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数)は、森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設での燃料材利用の増加等を背景に、平成14(2002)年の1,692万㎡を底として増加傾向にある。令和2(2020)年の国産材供給量は、前年比0.5%増の3,115万㎡となっている。

令和2(2020)年の木材自給率は、丸太輸入量が減少するとともに、燃料材の需要及び国産材供給量が増加した結果、前年より4.0%上昇して41.8%となり、10年連続で上昇している。

#### (4) 国の森林・林業の目指す方向

令和3(2021)年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、新技術を活用して伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の展開や、木材産業の競争力の強化、都市等の建築物における新たな木材需要の獲得などに取り組むこととしている。また、再造林等により森林の適正な管理を図りながら、森林資源の持続的な利用を一層推進して引き続き成長産業化に取り組むことにより、2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととしている。



## 森林・林業基本計画のポイント



出典：令和4年版森林・林業白書

### これからの施策の方向と5つのポイント

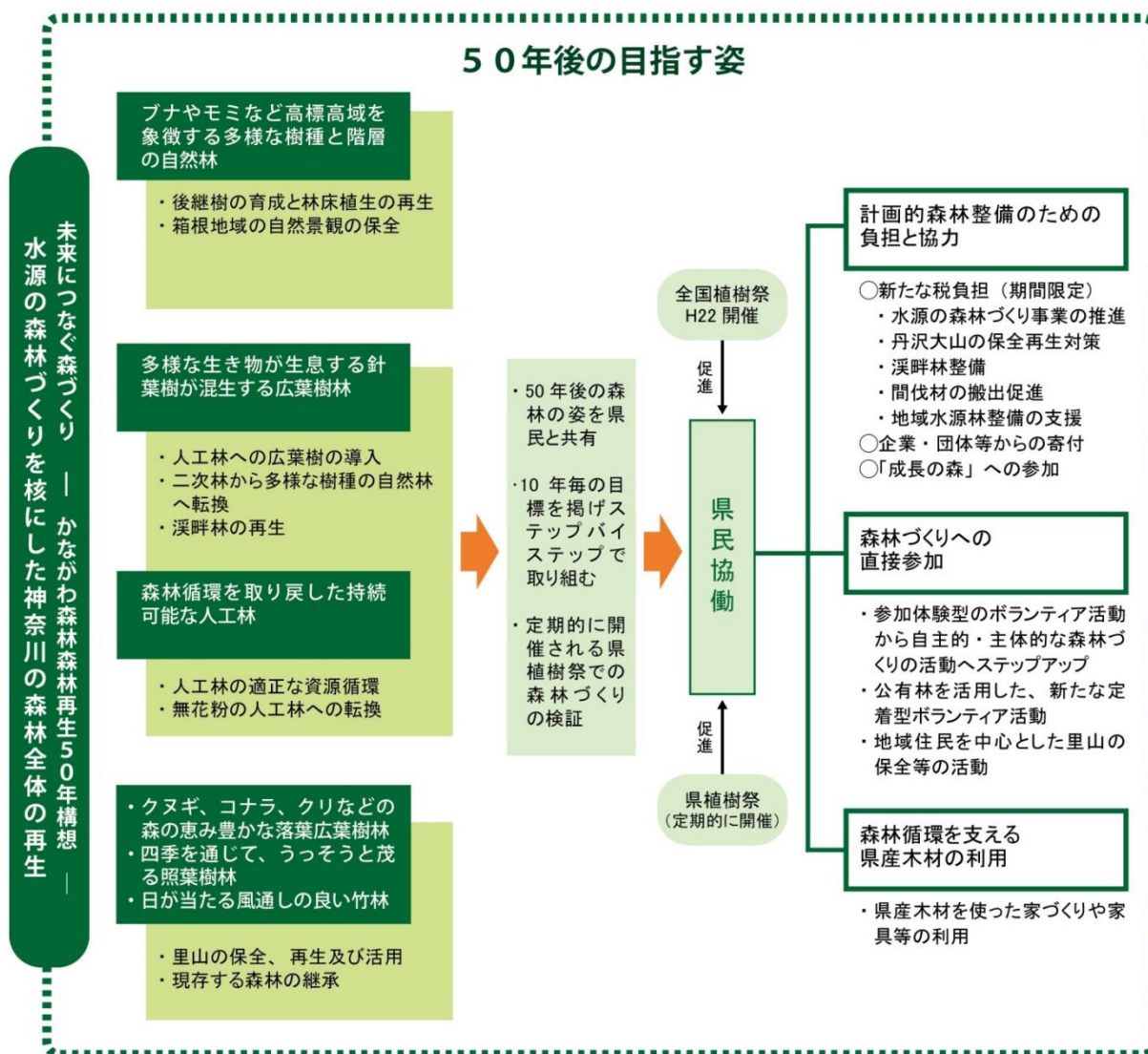
森林資源の適正な管理・利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再造林や複層林化を推進</li> <li>・天然生林の保全管理や国土強靱化、森林吸収量確保に向けた取組を加速</li> </ul>
「新しい林業」に向けた取組の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開</li> <li>・「長期にわたる持続的な経営」を実現</li> </ul>
木材産業の競争力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外材等に対抗できる国産材製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上</li> <li>・中小地場工場等は、多様なニーズに応える多品目製品の供給により、地場競争力を向上</li> </ul>
都市等における「第2の森林」づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。</li> <li>・木材を利用することで、都市に炭素を貯蔵し温暖化防止に寄与</li> </ul>
新たな山村価値の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山村地域において、森林サービス産業を育成し、関係人口の拡大を目指す。</li> <li>・集落維持のため、農林地の管理・利用など協働活動を促進</li> </ul>

## (5) 県の森林・林業の目指す方向

神奈川県では、平成18年(2006)に「かながわ森林再生50年構想」を掲げ、森林再生の取組を進めてきた。50年構想では50年後の神奈川県の目指すべき森林の姿を大きく4つ示している。

- ①ブナやモミなど高標高域を象徴する多様な樹種と階層の自然林
- ②多様な生き物が生息する針葉樹が混生する広葉樹林
- ③森林循環を取り戻した持続可能な人工林
- ④クヌギ・コナラ・クリなどの森の恵み豊かな落葉広葉樹林／四季を通じてうっそうと茂る照葉樹林／日が当たる風通りの良い竹林

この「目指す姿」に向け県民協働の考えのもと、1) 計画的森林整備のための負担と協力、2) 森林づくりへの直接参加、3) 森林循環を支える県産木材の利用を森林づくりの方針として各種施策を講じている。主な施策としては、期間限定の新たな税を活用した、水源の森林づくり事業の推進、間伐材の搬出促進、定着型ボランティア活動の推進、かながわ森林塾の開催、県産木材を使った家づくりや家具等の利用を促進するための「かながわ木づかい運動」などがある。



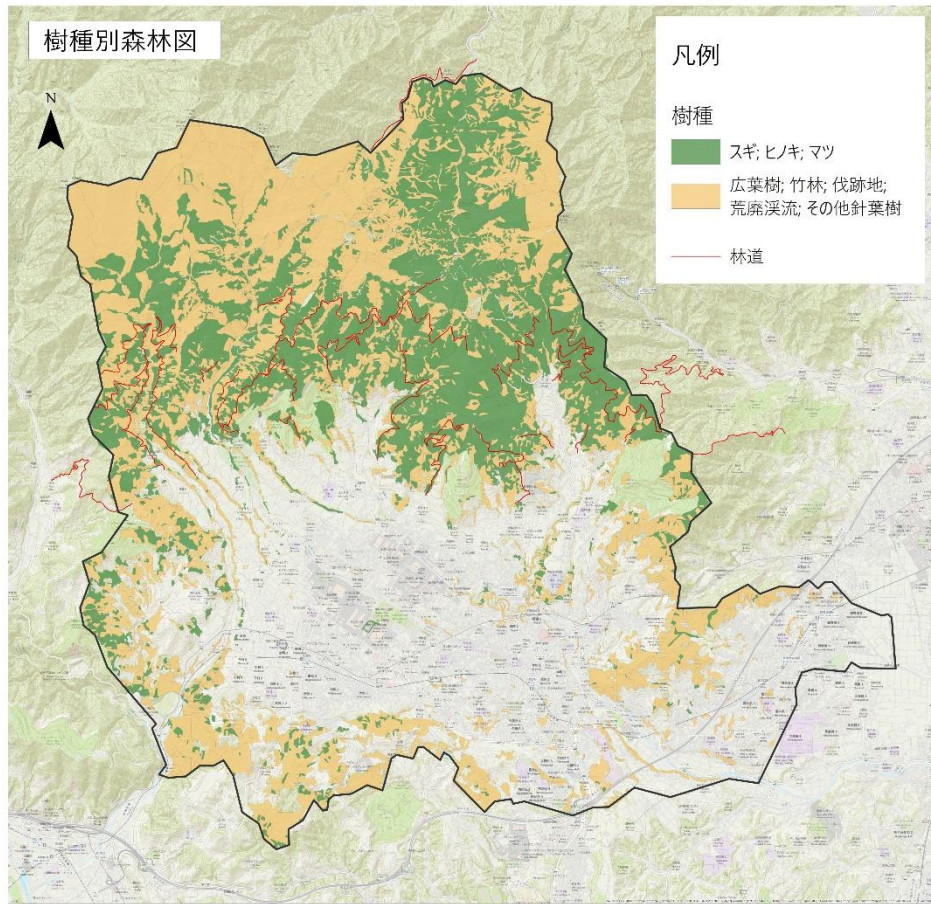
出典：かながわ森林再生50年構想

## 2 本市の森林・林業の現状と課題

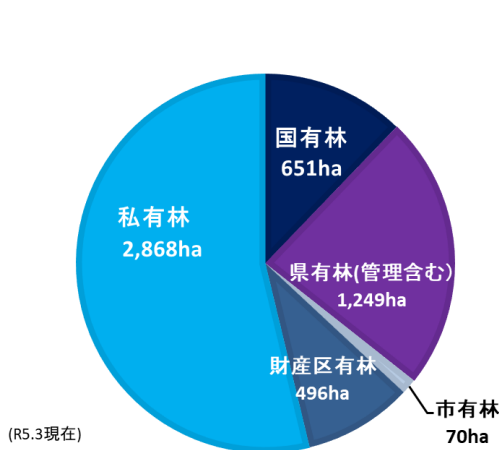
### (1) 森林資源の概要

本市は、北方に丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、中央の秦野盆地は、東西6.5km、南北4kmの断層盆地で、海拔80～350m辺りになだらかに広がる県下で唯一の典型的な盆地を形成している。

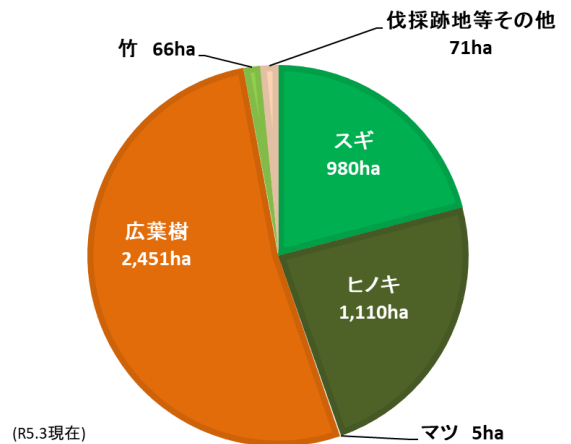
本市の総面積は10,376haであり、令和5(2023)年3月現在、森林面積は、5,426haで総面積の約52%を占めている。このうち本計画の対象となる民有林の面積は、4,683ha、森林蓄積は124万4,972m<sup>3</sup>である。民有林の人工林・天然林の面積比は人工林約45%、天然林は約52%、その他3%である。民有林人工林の樹種別面積は、ヒノキ人工林が1,110ha(約24%)、スギ人工林が980ha(約21%)である。



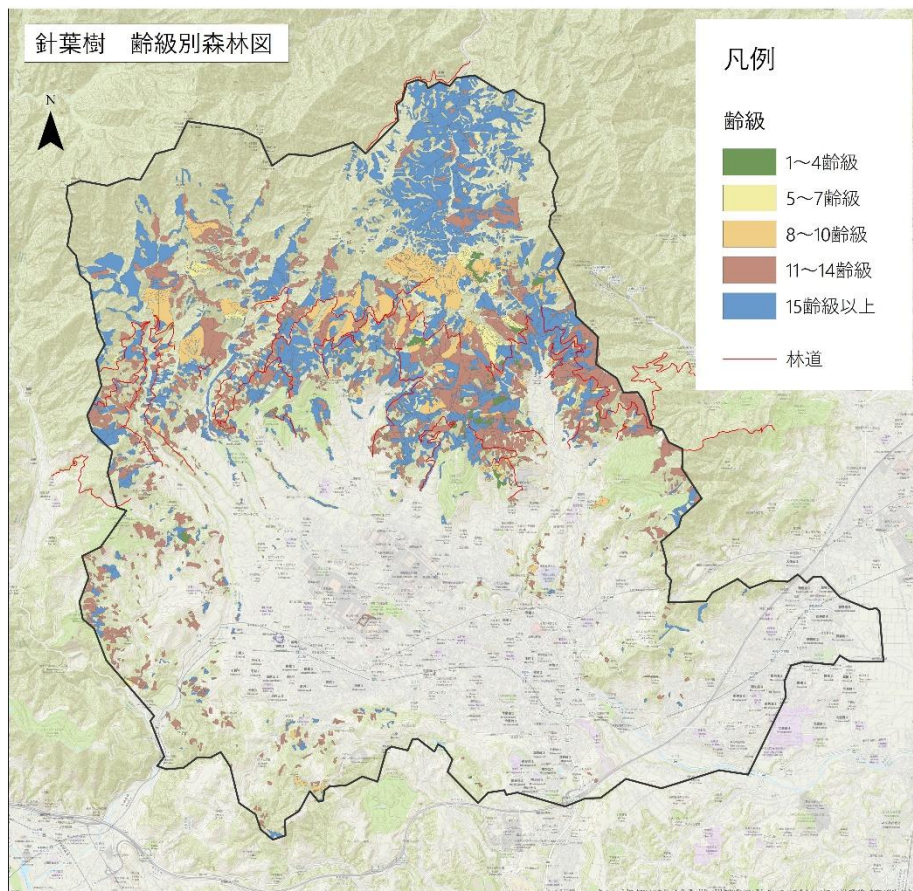
所有形態別森林面積



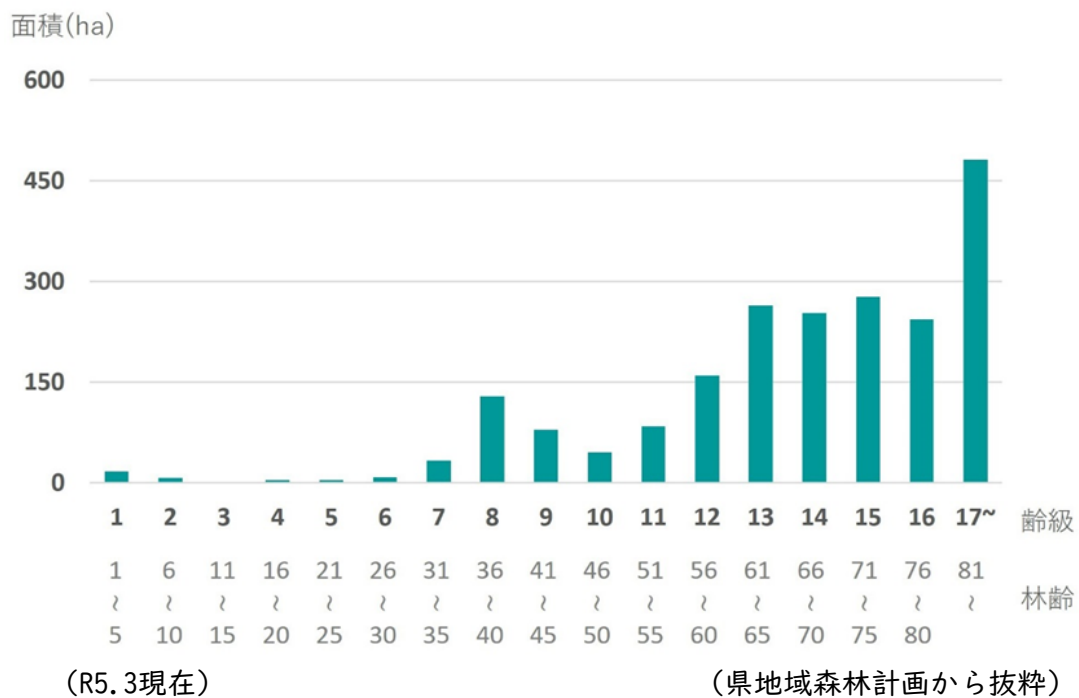
樹種別森林面積

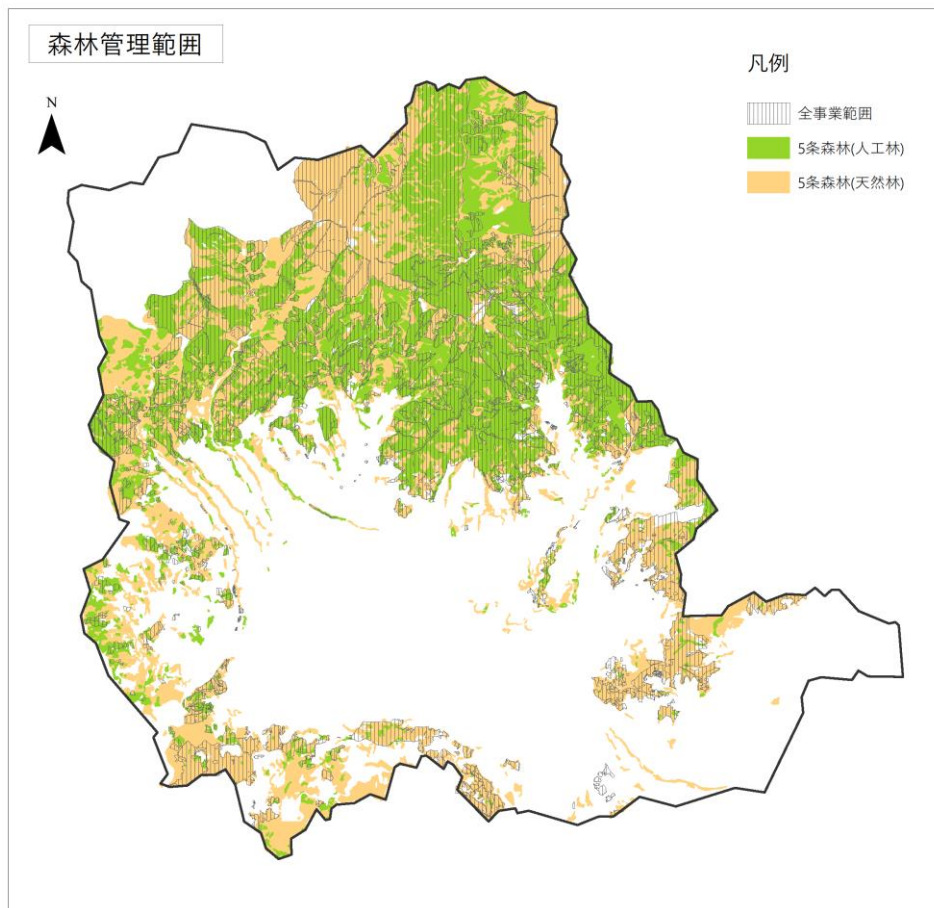


また、人工林の齢級別構成は、近年造林がほとんど行われなかったことから、高齢級に偏ってきており、12 齢級（56～60年生）以上で約80%を占めている。



人工林（民有林）の齢級別面積





本市の森林の整備状況は、各種事業により集約化を図り、人工林については約71%が管理されている状況である。

また、平成19(2007)年度以降、20年間の取組方針として定めた「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づいた本市の水源環境の保全・再生を図るための長期的取り組みについても継続して進めており、令和8年までの第4期5か年(令和4年度から令和8年度まで)において森林整備の実施計画を定めている。

○平成19年度から令和3年度までの実績

	1期(平成19年度 ～平成23年度)	2期(平成24年度 ～平成28年度)	3期(平成29年度 ～令和3年度)
確保業務	236.6ha	304.8 ha	121.9 ha
私有林整備	395.6 ha	448.1 ha	338.7 ha
市町村有林整備	1.3 ha	0.0 ha	6.5 ha

○令和4年度から令和8年度までの実施計画

	4期(令和4年度 ～令和8年度)
確保業務	89.5 ha
私有林整備	500.17 ha
市町村有林整備	0.0 ha

## (2) 現状と課題

本市の森林はかつて市民の生活と密接に結びついていた。人々は里山の雑木林から木材を採取し、薪や炭などの燃料として利用したり、また、農業のための推肥として落葉を利用していた。秦野はたばこ耕作を主とした農村地帯で、たばこの歴史が里山の歴史といっても過言ではなく、苗床に欠かせないクヌギやコナラなどの落葉は、良質な肥料としてたばこの品質向上の一翼を担ってきた。このように里山は、産業や生活の面からも欠かすことのできない重要な存在であった。

産業と直接結びついている間は、里山の雑木林も利用されることで保全されていた。しかし、化石燃料や化学肥料の普及、また、たばこ栽培の終了によって、秦野の里山は利用されなくなり放置され、一見大きく健康そうに見える雑木林でも、高齢化による萌芽力の低下や病虫害により、森林の不健全化が進んでいる。

一方、山地の森林は林業を主体として木材の生産や薪炭林として利用されてきた。林業活動によって守られてきた森林は、木材の供給はもとより、水源のかん養、大気の浄化、土砂災害を防止する機能など、さまざまな公益的機能により、人々の生活に深く関わってきた。歴史においては、第2次世界大戦中から終戦後にかけて、軍需用材や戦後復興資材として大量の森林が伐採され、消失した。当時の混乱した経済情勢下では、伐採跡地の造林は困難な状況であり、森林の荒廃が進行したが、その後、営々と植林や治山工事を行なった結果、多くの森林が再生した。

再生した森林が成長し木材利用に適した大きさになってきたものの、木材価格の低迷や賃金の上昇による生産コストの増大、林業従事者の高齢化などを背景に、林業が衰退しつつある。

神奈川県では、平成19(2007)年度以降、20年間の取組方針として定めた「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、水源環境の保全・再生を図るための長期的取り組みを継続しており、本市においても県の方針に基づいた森林整備を継続している。

森林が放置され荒廃していく状況を打開するため、市民、行政、林業事業者等が一丸となって、適正な森林づくりを進めていく必要がある。



昔の里山の風景



葉たばこ栽培

## ≪森林区分ごとの現状・課題と将来像≫

### 標高に基づく森林区分ごとの現状と課題

#### (1) 奥山林（おおむね標高 800m 以上の森林）

丹沢山地はブナやモミの立ち枯れが進行するとともにシカによる植生への採食圧が増大し、様々な樹種の後継樹や豊かな林床植生が消失しつつあります。このため、裸地化（らちか）、土壌流出等が課題です。

#### (2) 山地林（おおむね標高 300m から 800m までの森林）

林業の衰退による森林への手入れ不足のため、豊かな林床植生が失われています。このため、土壌流出、生物多様性の低下、水源かん養機能の低下等が課題です。

#### (3) 里山林（おおむね標高 300m 以下の森林）

たばこ耕作の終了等のため里山が放置されたため数種類の樹種しか見られない単純な植生構造へ移行しています。このため、生物多様性の低下、野生動物による農業被害等が課題です。

#### (4) 市街地の森林

市街地の森林は、都市化の進展とともに減少傾向にあります。このため、貴重な森林を保全していくこと等が課題です。

※林床植生（りんしょうしょくせい）：森林の樹下に生育している草や低木など

100年後

### 森林の将来像

#### (1) 奥山林

##### ブナやモミなど高標高域を象徴する多様な樹種と階層を持った自然林

植生保護柵の設置、後継樹の育成によって林床植生をはじめ、ブナやモミの自然林が再生しています。



#### (2) 山地林

##### ア 林業に適した場所

##### 木材の循環利用が可能な人工林

林道から近いなど立地条件が優れ、高い生産力を有するスギ・ヒノキの生育に適した森林では持続的な木材の利用が図られています。

- ① 下層木を造林することにより、樹齢、樹高の異なる樹木により構成される複層林になっています。
- ② 地表には豊富な林床植生が広がり、林齢 100 年以上の巨木林になっています。



##### イ 林業に適さない場所

##### 多様な生き物が生息する針葉樹が混生する広葉樹林

立地条件や環境保全上の観点から人工林の維持に不向きな場所では、針葉樹林に広葉樹を導入したことにより、針葉樹と広葉樹が混生する混交林になっています。



#### (3) 里山林

##### 憩いと潤いを創造する落葉広葉樹林

里山は市民にとって一番身近な森林であり、里山の森林を持続的に利活用し、憩いと潤いを創造するため、協働で管理できるシステムが確立しています。



#### (4) 市街地の森林

##### 市街地に保全された落葉広葉樹林。照葉樹林

四季が感じられる落葉広葉樹、環境の変化にも強い照葉樹が植えられています。



出典：はだの一世紀の森林づくり構想

## 第2 課題解決に向けた施策の方向性

### 1 森林区分と施策の方向性

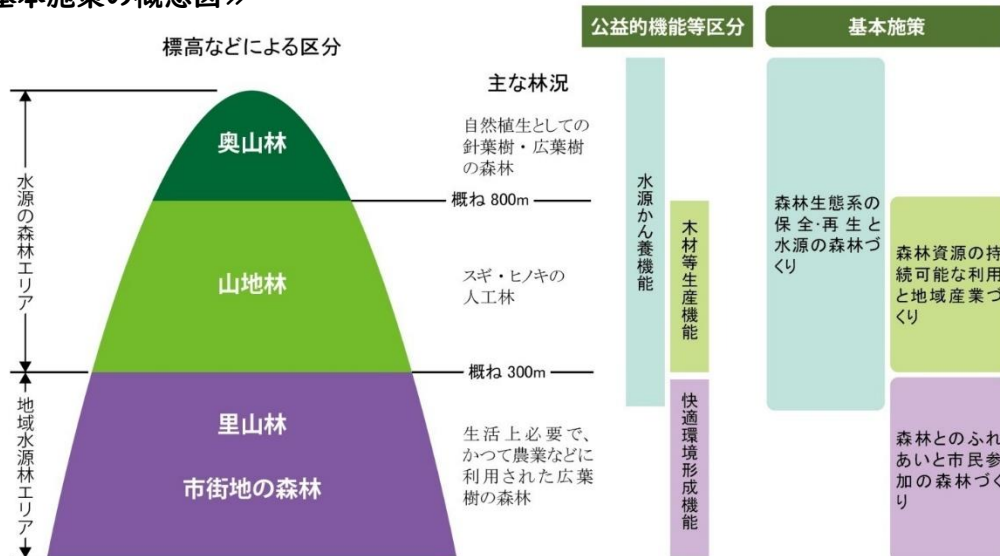
前述のとおり、秦野の森林は、標高に基づき区分すると、奥山林から里山林・市街地の森林まで分布しており、現状と課題、森林の果たす役割、市民の期待と要請も森林の特性によって異なっている。そのため、秦野の森林をより健全な状態で、子や孫、ひ孫の代に引き継ぐには、それぞれの特性に応じた施策を市民に分かりやすく展開する必要がある。

そこで、はだの一世紀の森林づくり構想が目指す「持続可能な森林づくりと自然との共生」の実現のため、標高や地形などの自然条件、森林の現況、求められる公益的な機能などの森林の特性に応じて森林を区分し、「森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり」、「森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり」、「森林とのふれあいと市民参加の森林づくり」の3つの視点から基本施策を定め、森林づくりを進める。

#### 《基本施策の体系図》



#### 《森林区分と基本施策の概念図》



#### 《水源の森林エリアにおける森林整備（奥山を除く）の数値目標》

山地及び水源環境等の保全を図るため、水源かん養、生物多様性の保全、二酸化炭素吸収等の森林の持つ多面的機能が発揮される森林づくりを推進する。

整備目標	基準値		目標値	
	令和元（2019）年度	令和7（2025）年度	令和12（2030）年度	
森林整備面積（累計）	26.97ha	125ha	250ha	



## 2 森林環境譲与税の活用の方向性

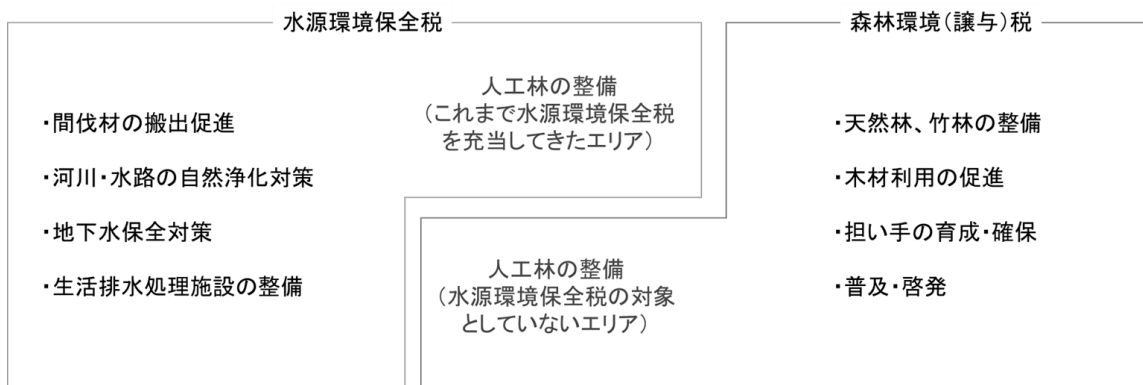
### (1) 森林環境譲与税の概要

パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合い森林を支える仕組みとして、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31(2019)年に施行された。市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

### (2) 森林環境譲与税の活用方針

神奈川県では、平成19(2007)年度から独自課税(水源環境保全税)を実施し、水源地域においては適正に管理された森林が増加し、水源かん養機能が向上している。水源環境保全税による事業と森林環境譲与税による事業の組合せにより、県内全ての森林の保全・再生を図るものとしており、本市では県の活用方針も踏まえつつ、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めていく。

両税の用途(イメージ)



#### 《森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり》

県の水源環境保全税を財源とした私有林等の整備を推進しており、計画的な森林整備を実施している。そのため、水源環境保全税の対象とされていない森林の整備、森林病虫害被害対策などの適正な森林施業を行い、森林の公益的機能のさらなる強化を図る。

#### 《森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり》

県と連携し、即戦力としての林業従事者の確保に努めるとともに、長期にわたり森林管理を担える技術者の養成を推進し、持続可能な森林づくりと林業・木材産業の振興を図る。公益性・公共性の高い施設の木質化や間伐材を活用した木質系舗装を推進し、地場産木材の利用促進・普及啓発を図る。

#### 《森林とのふれあいと市民参加の森林づくり》

里山の広葉樹などから生産される林用特産物の活用や森林の空間利用を図るとともに、観光や鳥獣害対策を目的とした里山林の整備を進める。また、地域住民やボランティア、企業等との協働による里地里山の保全再生活動や竹林の整備を支援し、市民参加による森林づくりとして「植樹・育樹・活樹」事業を推進することで、持続性のある森林づくりに取り組む。

### 第3 基本施策

#### 1 森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり

##### (1) 森林生態系の保全・再生

###### 《主な現状と課題》

###### 【森林生態系に異変】

- 丹沢は、首都圏至近の位置にありながら、ブナやモミの原生林が豊かに残り、深い溪谷に清流がほとばしる自然の宝庫である。しかし、大気汚染や温暖化等に起因すると考えられるモミやブナの立ち枯れ、ニホンジカの採食による林床植生の衰退など生態系に異変が起きている。

###### 【森林病虫害の発生】

- スギ・ヒノキに被害を及ぼすスギノアカネトラカミキリは、枝打ち不足の立木の枯れ枝から侵入し、幼虫が樹幹に穴をあけ、そこから周囲の材に変色や腐朽が広がるため、木材価格を大幅に下げる原因となっている。

また、カシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」被害が全国的に問題となっている。ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシが媒介する「ナラ菌」によって、ブナ科の広葉樹が、7月から9月頃に集団的に枯れる被害で、県内では平成29（2017）年7月以降、箱根町をはじめ複数の市町村において被害が確認され、令和2（2020）年度は県内31市町に拡大した。本市においても、平成30（2018）年度に千村の頭高山周辺で初めて被害を確認し、令和2（2020）年度には市内全域で被害が発生するなど、年々被害範囲が拡大している。ナラ枯れが発生した森林に多く発生するとされる毒キノコ「カエントケ」の発生も確認されている。



ナラ枯れの様子



カエントケ

###### 【獣害の発生】

- ニホンジカやイノシシなど野生鳥獣の被害が、近年、里地里山を中心に増えている。中・高標高域の森林では、特にニホンジカ対策により林床植生の回復が見られる地域もあり、管理捕獲の実施によりニホンジカの個体数は減少傾向と推定されている。しかし、耕作放棄地の増加など、環境変化に伴い野生動物の生息域は里地へと拡大し、これらの地域においては、樹木の剥皮や苗木の食害を防止するための対策が必要となっている。

###### 【集中豪雨等による災害の発生】

- 近年多発する集中豪雨などによって、林道の法面崩壊や林道への土砂の流入等が発生している。このため、災害の予防と、林道修繕工事による復旧等、災害発生後の早急な対応が求められている。

## 《対策》

### ア 多様な森林づくり

- 森林の持つ生物多様性の保全等の公益的機能を維持増進させるため、県と連携し、植生保護柵の設置や後継樹の植栽をするなど、ブナやモミなど奥山を象徴する多様な樹種と階層を持った自然林が再生する森林づくりを進める。また、山地の林業に適さない場所では、天然更新を主体とした広葉樹林施業や針広混交林施業など多様な森林づくりを進める。

### イ 森林被害対策

#### ○ 森林病虫害被害対策

森林病虫害被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。スギノアカネトラカミキリは薬品散布による駆除等の直接的な対策が難しいため、生息環境を制限する必要がある、被害が確認された場合は、その区域を中心に枝打ちの施業を積極的に推進し、被害拡大の防止を図る。

また、山林所有者、林業事業者等と連携を図り、情報共有と効率的な被害対策の実施を可能とする体制づくりを進める。未整備の人工林においては、県と連携して行う協力協約推進事業等を活用した枝打ち等の森林施業の実施を、山林所有者に働きかけていく。

「ナラ枯れ」については、民家や道路等の公衆施設に近接した枯死木を優先的に伐倒するとともに、広葉樹の大径化が被害の大きな要因となることから、林業者や里山団体等と連携し、適正な森林施業を行い、広葉樹林の更新を図る。

#### ○ 鳥獣害被害対策

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）及び神奈川県ニホンジカ管理計画の調査結果に基づき、特にニホンジカを対象に、造林地の食害防止及び下層植生の回復並びに新たな生息地におけるニホンジカの増加による森林への影響を未然に防ぐため、本計画が対象とする全ての森林（全ての林班：4,683ha）を鳥獣害防止森林区域として定め、対策を講じる。

鳥獣害の防止の方法として、鳥獣害防止森林区域において人工造林を行う場合や、採食による下層植生の衰退が見られる場合は、植生保護柵や単木的保護ネットの設置等を推進し、食害等の防止を図る。この際、関係行政機関等と連携した対策を推進する。

また、里山整備活動の実施により、ニホンジカ等の野生鳥獣と人の生活エリアとの間に緩衝地域を整備し、鳥獣による農産物被害の拡大防止に努める。令和3（2021）年に本市で策定した秦野市鳥獣被害防止計画も踏まえ、県や周辺自治体と連携して、管理捕獲や農業被害対策等を行うなど必要な対策を講じる。

### ウ 山地災害・気象災害・林野火災予防対策

- 山地災害箇所や発生危険箇所について、緊急度や市民生活への影響度の高いものから優先的に、県へ治山事業の実施要望を行う。また、山地災害に関する情報を市民に提供して注意を促し、人的被害や二次災害の防止に努める。
- 土砂の流出や崩壊等の山地災害の防備を図る必要のある森林は、地形や地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

- 山林火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行い、未然防止を基本とした対策を推進する。被害が発生した場合は、県など関係機関と連携し、早期に復旧対策を進める。
- 森林病虫害の駆除等を目的とした火入れを実施する際には、「秦野市火入れの手続に関する規則」を遵守するよう、山火事予防の啓発に努める。

## (2) 水源の森林づくり

### ≪主な現状と課題≫

#### 【緑のダム・天然の水がめ】

- 緑のダムと言われる秦野の山林に降った雨水は、盆地山側で地下に浸透し、地下水として蓄えられている。盆地の地下は、天然の水がめ構造となっており、その量は約7.5億㎡と推測され、生活用水として、人々に恵みを与えている。また、地下水は各所に湧き出しており、「秦野盆地湧水群」として、昭和60（1985）年に環境庁の名水百選に選ばれている。さらに、平成28（2016）年に環境省が実施した「名水百選選抜総選挙」の「おいしさが素晴らしい名水部門」では、地下水を汲み上げて造られる「おいしい秦野の水ー丹沢の雫ー」が全国1位となった。
- 本市の森林が育み、かん養された地下水を水源とする水を「秦野名水」と定義づけて、市内外に名水の里をPRしている。

#### 【水源環境保全再生施策】

- 県では、将来にわたり良質な水を安定的に確保することを目的に、平成19（2007）年度から20年間、超過課税である水源環境保全税を財源として、水源地域における水源環境の保全・再生に取り組んでいる。

#### 【森林の荒廃化と水源かん養機能等の低下懸念】

- 木材の搬出コストの高騰や木材販売価格の低迷等によって放置される森林が増加し、山地の荒廃化と水源かん養や二酸化炭素吸収をはじめとする森林の持つ公益的機能の低下が懸念されている。本市は、水道水の約70%を地下水に依存していることから、水源かん養等の公益的機能の維持向上を図ることは、極めて重要な課題である。



湧水（竜神の泉）



秦野名水ロゴマーク



治山施設と一体となり水源かん養機能を発揮している森林（寺山）

## 《対策》

### ア 水源の森林づくり事業の推進

概ね標高300m以上の水源の森林エリア内の森林を整備するため、県と連携して行う水源の森林づくり事業を推進し、荒廃林の解消を積極的に図り、保水調節能力が高く、地表浸食防止に効果が高い森林づくりを進める。

### イ 地域水源林整備の推進

概ね標高300m以下の地域水源林エリア内の森林を整備するため、県の水源環境保全税を財源とした地域水源林整備を推進し、水源かん養等の森林の持つ公益的機能を向上させる。

### ウ 水源環境保全・再生施策の継続

県の水源環境保全税で取り組まれてきた施策については、施策の基本的考え方や施策展開の方向性を示す「かながわ水源環境保全・再生大綱」が令和8（2026）年度で大綱期間終了を迎えることから、令和9（2027）年度以降の事業継続または新規事業の対策を要望するとともに、本市においても、財源確保や森林環境譲与税の活用等について検討する。

## 2 森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり

### (1) 効率的で経済性の高い木材生産（森林施業の合理化）

#### 《主な現状と課題》

##### 【伐期を迎えた森林の荒廃化】

- 本市の森林は、戦後の国による拡大造林政策の推進の影響で、急傾斜地や林道から離れた林業経営面から採算性が見込まれない箇所についても、スギ、ヒノキなどの人工林が造林された。それらの森林が伐期を迎え、収穫の時期を迎えているにもかかわらず、立地条件の不利に加え、木材利用における外国産材の国内シェア拡大、木材価格の低迷という経済的要因もあり、更新がされていない森林があるため、高齢林が多くなり森林資源構成の偏りが見られる。



##### 【森林境界の不明な森林等の増加】

- 森林所有者の世代交代が進む中で、不在地主や相続等の権利継承に関する手続が円滑に行われていないなどの理由により、整備のための施業地の境界確定や整備受委託契約の締結が困難となり、間伐、枝打ちなど森林施業が実施されていない森林もある。

#### 【零細・分散的な山林所有者】

- 本市の森林所有者を保有山林規模別にみると、零細・分散的な所有が多く、適正な森林経営が困難な状況にあり、加えて、木材価格の長期低迷や経営コストの上昇により、林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退している。

#### 【路網の整備】

- 森林内にある林道や作業道等の路網は、木材を安定的に供給し、森林施業を効率的に行うためのネットワークであり、林業の最も重要な生産基盤である。今後、林内における林道の新規開設はコスト的に困難であり、既存林道の改築や林況・地形等に応じた作業道の開設が必要である。

#### 【高性能林業機械等の導入】

- 人件費の削減による素材生産の低コスト化や、森林技術者の労働効率と安全性を改善するためには、急峻な地形も多く存在する現状を鑑み、事業体の規模や路網等の作業条件に合った高性能林業機械の導入が必要である。
- 近年、ICT（情報通信技術）などの技術の開発が著しく進展しており、新技術を積極的に活用し、森林管理や林業の効率化を図る必要がある。

#### 【林業従事者の人材確保】

- 林業従事者の高齢化に伴い、新規の林業就労者の確保と育成が全国的な課題となっており、林業・木材産業の魅力の発信や熟練技術者から高度な技術を伝承する仕組みづくりが求められている。

### 《対策》

#### ア 森林施業の共同化の推進

- 本市は、山林所有者が零細・分散的で、森林施業については、森林組合が地域林業の担い手として、中核的な存在となっている。また、効率的な森林施業を実施するためには、施業地の集団化、団地化を図り、共同施業化の推進が効果的である。

そこで、集約化が可能な地域については、県・市・森林組合等が、小規模所有者の森林を一つにまとめ、採算性のある森林整備や素材生産の提案を行うなど、森林所有者に対する働きかけを積極的に行い、集約的な施業を推進していく。

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）については、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業路、土場等の施設の設置及び維持管理、間伐を中心とした施業を可能な限り連携して実施するほか、意欲ある林業事業者等への共同委託により実施する。共同施業実施者の一部の者が施業等の共同化について遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにする。

## イ 森林施業の受委託の推進

- 意欲ある森林所有者、森林組合及び民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより、経営規模の拡大を図る。そのため、県が水源環境保全税により実施する長期施業受委託制度を活用した森林所有者等との長期施業委託等、森林経営の委託の働きかけを行うとともに、受託等を担う林業事業者の育成を図り、行政からの働きかけによる小規模山林所有者の集約化を目的とした受託制度の活用、合意形成等を推進する。

森林整備が行われていない森林については、集約化が進められている森林に隣接している場合、一体的な森林整備を実施し、事業の効率化を図る。

また、県が管理する森林と連携して、森林所有者や林業事業者による森林経営計画の樹立を推進し、更なる集約化による森林整備の事業効率化に取り組む。

- 森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託する。

再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する「森林経営管理制度」があるが、本市の森林は神奈川県の水源地環境保全再生施策の水源地の森林づくり事業により森林整備を進めているため、「森林経営管理制度」については現時点では活用していない。水源地の森林づくり事業の終了を見据え、意向調査などの各種取組の実施を検討する。

## ウ 路網の整備と機械化の推進

- 県の水源地の森林づくり事業等の補助制度を活用した作業路の開設を積極的に推進しており、今後も、林道と森林施業対象地を有機的に連結し、適正な森林施業の計画的推進と生産性の向上を図り、地域の林業生産活動の活性化を推進するため、作業道の整備を推進する。

また、生産性の向上と労働者の作業負担の軽減等を促進し、林業経営の合理化を進めるため、林業機械化を積極的に推進し、作業システムの効率をあげるとともに、生産コストの低減を図り、効率的な林業経営を推進する。



作業道（寺山）



高性能林業機械（ハーベスタ）

## エ 所有者負担の軽減

- 森林の持つ公益的機能を高め、良質な木材を生産するためには、適正な森林施業を行う必要があり、森林整備推進方策として、国、県の各種補助事業を積極的に導入するとともに、市費の上乗せ助成を行ってきた。

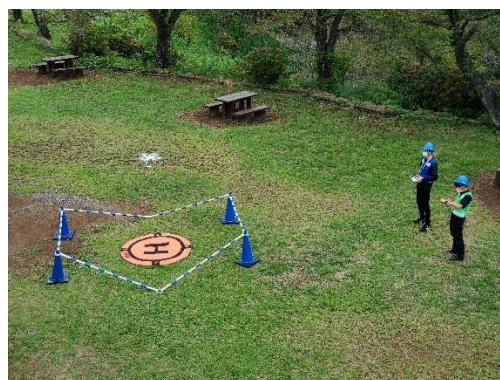
また、国、県の補助事業である造林補助事業の対象とならない零細な森林を対象として、森林組合等が行う森林整備と人工林の広葉樹林への転換に対して助成を行うなど、森林整備の推進に努めている。今後も各種補助事業を積極的に導入し、森林の健全化を保持しながら、活力ある森林として育成するために保育を充実させ、森林所有者負担を軽減させるとともに、所有者の森林経営に対する意欲の喚起と自立的な森林経営の環境整備を推進する。

## オ 担い手の確保・育成

- 県と連携し、即戦力としての林業従事者の確保に努めるとともに、長期にわたり森林管理を担える技術者を養成する。
- 林業事業体は、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働力の軽減を図るとともに、高性能林業機械の積極的な導入等により、作業の効率化や作業班の編成を拡充することに努め、各種事業の受託の拡大及び雇用の通年化に努める。
- 所有山林において素材生産を行う自伐林家や、森林を所有していない場合であっても、山林を借用し、又は施業を受託するなどして小規模な林業を行う「自伐型林業」についても、新たな担い手としての活用を検討する。



伐採作業



無人航空機による森林調査

## (2) 林産物の利用拡大

### 《主な現状と課題》

#### 【市場価格の低迷と地場産材の利用促進】

- 本市は森林資源に恵まれており、林業事業体による木材の搬出も積極的に行われている。ウッドショックにより一時的に木材価格の高騰が見られたものの、山林所有者への利益還元が少ないのが現状である。

市内の林業の振興や適正な森林整備を推進していくうえで、地場産材の使用を促進することは重要であり、水源としての機能や快適な生活環境の確保を図るなど、森林の有する公益的機能の発揮に配慮したうえで、再生可能な資源として木材の積極的な活用に取り組む必要がある。



### 【木造住宅の建築】

- 日本の製材用材の利用の中心である住宅の建設戸数は、令和2（2020）年に新型コロナウイルス感染症の影響により前年比約1割減の82万戸となったが、令和3（2021）年は、前年比5%増の86万戸、このうち木造住宅は50万戸となった。さらに木造住宅の建設戸数を増加させるためには、木造住宅の木の良さや木材利用の大切さなどを啓発し、木材利用の普及を図ることが課題である。

### 【公共建築物及び民間建築物への木材利用】

- 国では木材利用を進めるため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が、令和3（2021）年10月1日に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：都市（まち）の木造化推進法）として改正された。これにより、建築主たる事業者等が国又は地方公共団体と協定を結び、協働・連携して木材の利用に取り組む「建築物木材利用促進協定制度」が創設された。

### 【木質バイオマスエネルギー】

- 森林整備の実施によって発生する林地残材あるいは建築材として利用できない低質材の利用拡大の一つとして、木質バイオマスとして様々な利用方法が全国的に検討され、近年では、木質バイオマス発電所の増加等により、エネルギーとして利用される木質バイオマスの量が年々増加している。令和2（2020）年には、薪、木炭等を含めた燃料材の国内消費量は前年比23%増の1,280万 $m^3$ となっており、うち国内生産量は892万 $m^3$ となっている。



伐採されたヒノキ材



木材加工の様子

## 《対策》

### ア 森林認証の取得

- 森林認証制度は、第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮に関する一定の基準に基づいて当該基準に適合した森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材及び木材製品（認証材）を非認証材と分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を促す仕組みである。環境への関心が高まっている現在、企業の社会的責任や環境保護への貢献が求められており、より健全で持続的な森林管理・木材加工流通に向け、森林認証の検討を進めていく。

	FSC (万ha)	PEFC (万ha)	認証面積 (万ha)	森林面積 (万ha)	認証森林の 割合(%)
オーストリア	0	332	332	390	85
フィンランド	205	1,885	1,887	2,241	84
ドイツ	144	870	902	1,142	79
スウェーデン	1,963	1,683	2,292	2,798	82
カナダ	5,041	12,817	16,058	34,693	46
米国	1,433	3,417	3,932	30,980	13
日本	42	215	252	2,494	10

注1：認証面積は、FSC認証とPEFC認証の合計(2021年12月現在)から、重複取得面積(2021年中間報告)を差し引いた総数。

2：計の不一致は四捨五入による。

3：日本のPEFC認証面積は、SGEC認証との相互承認後の審査・報告手続きが終了したものを計上。(2021年12月現在)

資料：FSC「Facts & Figures」(2021年12月1日)、PEFC「PEFC Global Statistics」(2021年12月)、PEFC「PEFC and FSC Double Certification (2016-2021)」(2022年3月)、FAO「世界森林資源評価2020」

## イ 地場産木材の利用と地域産業の活性化

### ○ 秦野産材の都市部へ向けた普及啓発

関係者が連携して秦野産材の生産、流通の促進及び付加価値に関する仕組みについて検討を進め、ニーズが発生した際には円滑に木材が供給されるシステムの構築を検討する。

令和3(2021)年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、選手村ビレッジプラザに秦野産材を提供し、返却された木材を活用し、モニュメント、ベンチ、ストラップを作成した。今後も、市内外に向けた秦野産材利用の意義や魅力、普及啓発を図り、木材利用の促進に努める。

### ○ 木造住宅等への秦野産材の利用促進

秦野産材を使用した住宅の新築、購入及びリフォームに対して、「快適な住まいづくり補助制度」を平成25(2013)年度から実施しており、今後も事業者と協力し、木の良さや木材利用の大切さなどの普及・啓発を図るとともに、時代のニーズに対応した補助制度の構築・見直しを検討し、秦野産材の利用促進と地域産業の活性化を推進する。

### ○ 公共施設等への秦野産材の利用と需要喚起

本市では、平成22(2010)年5月に公布された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、平成25(2013)年度に「秦野市公共施設における秦野産材の利用の促進に関する基本方針」を定め、秦野産材の公共施設への利用を積極的に推進している。

これまで、木造建築物として表丹沢野外活動センターを始めとし、カルチャーパークや駅前広場内のトイレ、田原ふるさと公園販売休憩所など積極的に秦野産材を使用してきた。今後も、公共施設等の建築、改修等又は各種備品等を整備する際には、秦野産材の使用を検討したうえで、秦野産材による木質化の推進を関係部署に働きかけを行う。

また、今後建築される新東名高速道路秦野丹沢サービスエリア内の施設においても、秦野産材の活用を目指し、働きかけを行い、建築物木材利用促進協定制度の活用検討など、公共施設だけでなく、民間施設等への活用を推進し、公民挙げて需要拡大に努める。

本市のような小規模な素材の流通・加工においては、コスト低減と需要の拡大が重要な課題であるため、間伐を中心に、伐採の計画的な実施により、需要に見合った数量と品質の確保に努める。



ヤビツ峠レストハウス



田原ふるさと公園販売休憩所

○ 地場産材の需要拡大の検討

建築資材とならないB材やC材の活用を推進し、新たな付加価値を生み出すことで需要の拡大を図る。また、ナラ枯れ被害の伐採木や間伐材を活用したウッドチップ舗装の利用拡大を図り、森林整備や里山保全の促進に努めるとともに、歩きやすい歩道を整備することで観光振興に寄与する。

○ (仮称) 羽根地区森林観光拠点の活用

(仮称) 羽根地区森林観光拠点については、令和5(2022)年2月に「森林資源の活用拠点を軸とした環境共生に資する土地利用」をコンセプトに、民間活力等を活用しながらカーボンニュートラル実現への貢献や表丹沢エリアへの誘客促進につながる活用方法を示した基本構想を策定した。今後、総合計画や表丹沢魅力づくり構想を踏まえ、表丹沢の魅力向上につながり、森林観光都市としてのまちづくりに資する土地利用を行う。

ウ 木質バイオマスエネルギー利用

- 地球温暖化対策や再生可能エネルギーの有効活用のため、林地残材あるいは建築材として利用できない低質材の木質バイオマスエネルギー活用について、調査・研究に努める。エネルギー革命により、燃料としての利用がなくなり、放置されてしまった里山の広葉樹については、薪ストーブの導入による木質バイオマスの熱源など、利用拡大を積極的に推進する。コナラやクヌギなど広葉樹の薪の需要が拡大することで、里山保全活動団体の活性化を促進し、里山林の更新によるナラ枯れ対策にもつながる。針葉樹の薪についても、製材時の端材を活用して生産できるため、熱源としての利用を推進する。



針葉樹対応薪ストーブ



薪ストーブ(くずはの家)

### 3 森林とのふれあいと市民参加の森林づくり

#### (1) 里山林の整備と森林とのふれあい

##### 《主な現状と課題》

##### 【里山林の荒廃と保全再生活動】

○ 里山とその周辺の集落は、本市の歴史的な景観を形成し、遠い昔から最も身近な自然として、生活の中心であるとともに、心のよりどころになってきた。里山の森林は、たばこ耕作の発展とともに苗床の肥料や薪炭資源としての需要が高まり、シイ、カシなどの常緑広葉樹から、クヌギ、コナラなど落葉広葉樹に改植され、雑木林に変化した。

たばこ栽培の終了、産業構造の変化や燃料革命によって、里山の手入れが遠ざかり、荒廃化が進んだ。しかし、現在、かつての美しい里山を再生させようと地域住民、ボランティア、首都圏住民、企業等が参加して里地里山保全再生活動が行われている。

また、平成27（2015）年には、本市の市域内の里山が、環境省が選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定され、多様な主体による保全活動の実効性を高める取組を進めている。



里地の秋（第15回「秦野の里地里山」フォトコンテスト 応募作品）

##### 【森林利用の拡大】

○ 人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっている一方、森林内におけるレクリエーション活動や森林散策を通じた癒しや健康づくりなどの保健休養の場及び文化、芸術活動の場として利用することが多くなっている。

小学校などでは、森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係について、理解と関心を深める環境教育、木育の取組が進められている。

また、ニホンジカが里地へ生息域を拡大しており、農産物への被害や、ヤマビルを運搬することで、住民等の吸血被害も発生している。ヤマビルについては、以前生息が確認されていなかった渋沢丘陵周辺でも発生するなど、生息範囲が拡大している。



上地区いなか暮らし体験ツアー



森林体験学習（北小学校林100周年植樹体験）

## 《対策》

### ア 里地里山保全再生事業の推進

○ 平成16（2004）年度から環境省やNPO、市民、専門家等を交え、地域特性に応じた里地里山保全再生のための地域戦略を作成し、それぞれの役割分担に基づき、実践的手法や体制、里地里山の普及啓発・環境学習活動等の取組を進めてきた。

また、ボランティア活動等において生じてきた課題を克服するため、平成26（2014）年には「秦野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定し、里地里山を取り入れたライフスタイルの確立を目指し、活動を展開している。

これまでの取組で、里山保全活動団体等との連携、里山保全活動のノウハウの蓄積、ボランティアの養成及び活動地の提供システム、県の水源環境保全税や森林環境譲与税の活用など、里地里山保全再生に関して一定の成果をあげている。

課題とされているボランティア活動を持続可能とするための経済基盤の構築、里山保全活動を担う後継者の育成、都市住民（地域外住民）との交流等の実現に向け、検討と改善を進めていく。



間伐と運搬作業



薪づくり



炭焼き



里山と野鳥観察



竹林整備



谷戸

## 《里地里山保全再生地域戦略全体図》

**[ 上エリア ]**

水田湿地の環境と生態系の保全再生  
—生き物の里づくり—

- 里山・竹林整備と仕組みづくり
- 獣害対策としての里山整備

- 生き物観察による啓発と交流
- 都市住民の里地里山管理体験

- 水田・湿地環境の再生
- 四十八瀬川周辺の水田活用

**[ 北、西エリア ]**

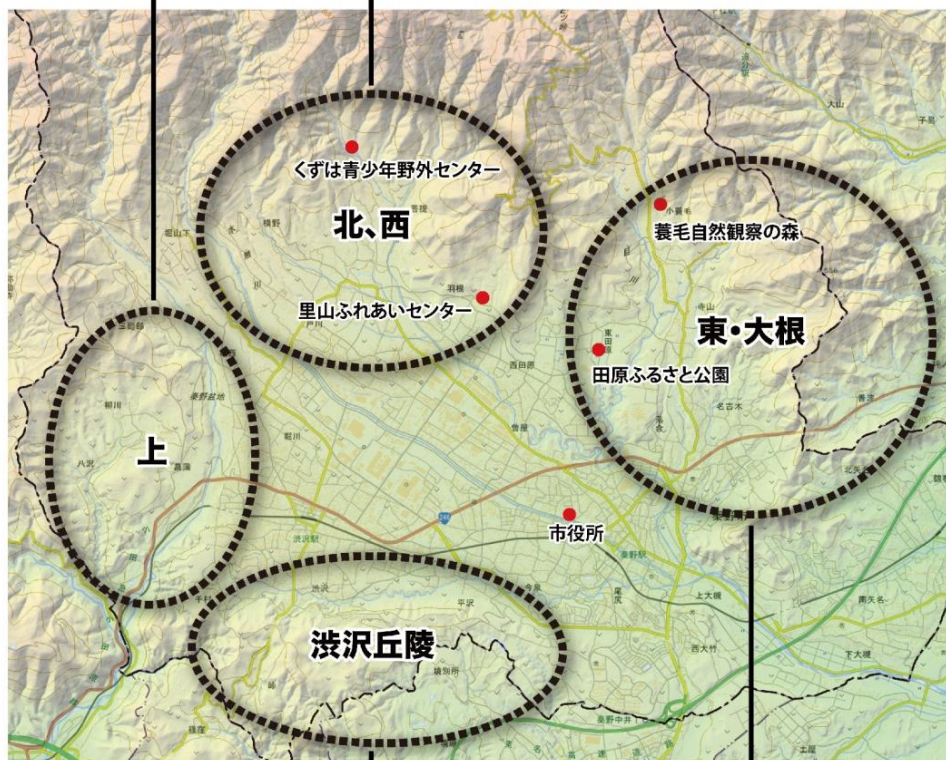
里山保全再生拠点  
—研修拠点、ヤマビル・獣害対策—

- ヤマビル・獣害対策としての里山整備

- くずは青少年野外センターの活用 ※
- 里山ふれあいセンターの活用
- 保全活用研修の実施
- 情報発信機能の充実

- 水田の保全

※現在の名称は、表丹沢野外活動センター



**[ 渋沢丘陵エリア ]**

多様な主体による二次林整備と交流

- 二次林の多様な整備モデルづくり
- 散策道の延長と周辺整備の検討

- 小学校の里地里山環境学習の推進
- 多様な主体の参画と協働

**[ 東・大根エリア ]**

農家、集落を軸とする保全再生

- 里山支援モデル事業による里山づくり
- 都市住民が関わった荒廃農地の解消
- 解消後の農地利用
- 観光農園の拡大と活用の検討

- 養毛自然観察の森の活用
- 田原ふるさと公園の活用
- 歴史文化施設の活用

- 集落周辺の藪の整備（獣害、荒廃農地対策）

**[ 市全体 ]**

里地里山の保全再生による地域社会の発展 —登録制度・研修制度・情報発信・水源保全・普及啓発・学校教育や生涯学習との連携—

- バイオマスの検討
- はだの版里山林整備指針の策定
- 里山保全管理手法の検討

- 水源の保全
- 谷戸の保全
- 荒廃農地対策の実施

- 登録制度
- 研修制度
- 情報発信
- 推進体制の構築
- 地域内外との情報交流
- 学校教育・生涯学習との連携
- 市民全体への普及啓発活動の実施

凡例	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #e67e22; border: 1px solid black;"></span> 里山	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #c0392b; border: 1px solid black;"></span> 人・情報	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #2980b9; border: 1px solid black;"></span> 水・里地	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #000000; border: 1px solid black; border-radius: 50%;"></span> 一部でも取り組みを始めているもの	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black; border-radius: 50%;"></span> 主に18年度以降
----	--	--	--	--	---

## イ ふるさと里山整備事業の推進

- 荒廃化している私有林について、県の水源環境保全税を財源とした「ふるさと里山整備事業」（所有者に代わり市が間伐・枝打ちなどの森林整備を事業者へ委託して実施する事業）を積極的に推進し、水源かん養、生物多様性の保全等の森林としての公益的機能の維持増進を図るため、森林の整備に引き続き取り組む。

また、森林環境譲与税を財源として、登山道等に被害を及ぼす恐れのある枯損木等の伐採や、人の流れを確保することによる鳥獣を寄せ付けない環境づくり、土壌流出などの災害対策を行い、美しい里山の景観を生かした観光振興を目的とする里山林の整備を推進する。

## ウ 特用林産物の活用

- 本来、里山は人工的に利用、管理されている山林であるため、生産物を生み出し、その恵みを活用する場であり、その仕組みの復活に向けた取組を推進する。里山の広葉樹の整備やナラ枯れ対策となる樹木の更新を促進するため、キノコのホダ木や薪・木炭の利用拡大を目指すとともに、特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆など）の造成、活用や山菜等が発生する環境整備などの検討を進める。また、里山保全活動団体等と連携し、鳥獣の住みかとなる荒廃竹林の整備を推進し、竹細工・工芸品や竹炭・竹酢液など、竹の有効活用と需要の拡大を図る。

また、クロモジやヒノキのアロマオイルの活用等、木材抽出液の新たな活用も検討し、里山整備活動による副産物の販売を通して、里山保全活動団体等の安定した運営を目指す活動を支援する。

## エ 森林の総合利用

- 森林セラピー事業の推進

令和2（2020）年4月に市全域が「森林セラピー基地」及び市内5つのコースが「森林セラピーロード」として認定された。令和3（2021）年3月に設立した「はだの表丹沢森林セラピー協議会」と連携し、「森林セラピーガイド」の資格を持った地域住民等と協働しながら、森林散策やハンモック、森林ヨガ等を体験できるイベントを開催する。また、秦野の森林・里山の癒しの魅力を都市部へ普及啓発するとともに、企業団体等の福利厚生や研修などの活用を図る。

- 森林ふれあい事業の推進

地域住民や学校、市、県、林業関係機関等が連携して、放置された広葉樹を主体とした森林を、自然とのふれあいや生きがいの場として有効に活用し、森林の活性化と森林や林業に対する意識の高揚、環境教育を進める。

- 里山保全活動団体等が活動している里山を活かした体験型事業の里山めぐりの推進や、市民や都市住民を対象にしたエコツアーや体験教室等の実施、森林内におけるレクリエーション活動等、森林に触れる機会の創出を図り、秦野の森林の魅力を市内外にPRし、森林づくりへの理解を深める。
- 県立秦野戸川公園、表丹沢野外活動センター、里山ふれあいセンター、くずはの家、弘法山公園、ヤビツ峠レストハウスの各施設の周辺については、森林とのふれあいの場とし

て広く利用されていることから、管理施設、遊歩道、キャンプ場等の適正な施設の維持管理に努める。

また、市民が快適な環境で森林を利用できるようにするため、森林を適正に管理することにより、ヤマビル等の生息しにくい環境の維持に努め、ハイカーや農業者等市民が多く利用する箇所については、薬剤の散布等による駆除を実施する地域活動を積極的に支援する。

- 国が制定した「山の日」（8月11日）や本市の「里山の日」（3月第4日曜日）を中心として、森林づくりへの理解と森林からの恩恵に対する価値観の醸成につなげる普及・啓発活動を行う。



森林セラピー



シイタケの植菌



里山まつり（木工体験）

- 林道の活用

市営林道について、イベント等の開催の積み重ねによる有効活用方策を推進し、その他の林道については、関係機関との調整により活用の可能性に向けた検討を進める。

## オ 丹沢の美しい自然と調和したまちづくり

- 本市を取り巻く自然環境は、市民の誇りとするところであり、今後も市民と行政が一体となって守り育てていくことが重要である。

特に、丹沢、弘法山、頭高山及び震生湖は、市民の憩いの場であるとともに、レクリエーションの場としても利用されているため、森林資源の保全に努める。

また、市街地に残された貴重な樹林や樹木を保全するとともに、建築物の木質化や木工製品の設置など、丹沢の美しい自然と秦野の木のぬくもりを感じることができるまちづくりを進め、快適で潤いのある環境の保全に努める。

## (2) 市民参加の森林づくり

### 《主な現状と課題》

【森林づくりに対する市民意識の高まり】

- 平成22（2010）年に第61回全国植樹祭の記念式典が本市で開催された。これを契機として、市民・事業者参加の協働による森林づくりを推進し、市民がいつまでも自然を身近に感じることができるよう豊かな森林を、次世代に健全な状態で引き継ぐことが求められている。



第61回全国植樹祭



### 【ボランティアに対する課題】

- 市民との協働による森林づくり活動には、ボランティアなどの人的協力や活動のためのフィールド、経済的基盤の確保が必要であり、課題となっている。

### 【地球規模の環境問題への取組】

- 二酸化炭素排出量の増加に伴う地球温暖化等の環境変化による森林の被害など、地球規模の環境問題に対し、森林づくりを通して理解を深め、市民一人ひとりや企業等の多様な主体が地域レベルで取り組む必要がある。

## 《対策》

### ア 市民による森林づくり

- 第61回全国植樹祭による、市民の森林、里山保全に対する意識の高まりを受けて、「市民による森林づくり実行委員会」を設立し、「植樹・育樹・活樹」をスローガンに各種の里山保全活動や間伐材の利活用を展開している。今までの活動で培われたボランティアの市民力を活かしながら、引き続き、森林の恩恵を受けることができるよう持続可能な森林づくりに取り組む。

植樹事業では、令和3（2021）年度に新東名高速道路開通に向けた植樹祭を上地区で開催し、令和4（2022）年度には県とかながわトラストみどり財団との共催による「緑の祭典“かながわ未来の森づくり” in はだの」を表丹沢野外活動センター周辺で開催するなど、これまで市民参加による植樹祭を市内各所で実施してきた。引き続き植樹地の管理をする育樹及び木材の活用の検討等の活樹事業を積極的に推進していくとともに、県と連携しながら全国育樹祭の招致へ向けた活動に取り組む。



植樹（緑の祭典）



育樹（下草刈り）



活樹（秦野産ヒノキ材等のPR）

### イ ボランティアによる保全再生活動への支援

- 県の水源環境保全税や国の森林環境譲与税を財源とした、「里山ふれあいの森づくり事業」を推進し、里山保全活動団体との協働・支援制度の充実を図ることで、広葉樹を中心とした里山の保全・再生や竹林の整備を進める。この事業は、市民による里山保全活動の促進に大きく寄与するとともにボランティア育成の一翼を担っており、今後も事業の適切な運用を図りながら、必要な支援を行う。

また、現在実施している「里山ボランティア養成研修」など、市民が里地里山の保全整備に必要な基本的な知識や考え方、具体的な作業方法を学ぶ場を設け、基本的な知識と技術を有するボランティア人口の増加を図るとともに、地権者等が積極的に市民ボランティアを受け入れられるような地盤づくりを推進する。さらに、里山保全活動団体などが相

互に交流を重ね、活動の広がりや活性化を促進するため、「はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会」と協力・連携を図り、ボランティアによる保全再生活動の更なる推進を図る。



企業等と連携した森林づくり



里山ボランティア養成研修

### ウ 企業等と連携した森林づくり

- 企業団体等の森林保全ボランティア活動や、森林保全ボランティア活動への支援など、様々な試みが全国的になされている。

本市においても企業が様々な形で森林保全活動を実施しており、今後も企業と連携した森林づくり事業の可能性を検討し、積極的に推進を図っていく。

## (3) 山地林及び奥山林における森林利用

### ≪主な現状と課題≫

#### 【森林利用の拡大】

- 市域の北西部には国有林や県有林を中心とした豊かな自然環境と森林資源に恵まれた山地林及び奥山林が広がっているが、既存の登山道や散策路を中心とした利用となっている。

### ≪対策≫

#### 【森林の総合利用】

- 丹沢大山国定公園内に位置することから、自然公園の適正利用に留意した上で国有林を利用したハイキングコース、散策路の整備を進め、情報発信に努めることで隣接する「表丹沢県民の森」と併せて森林利用を拡大し、国や県、隣接市町村と連携した丹沢地域の観光の振興と持続可能な活力ある地域の創出を図る。また、令和2（2020）年9月に策定された「表丹沢魅力づくり構想」に基づき、本市の新たな玄関口となる新東名高速道路秦野丹沢スマートインターチェンジ周辺や、四季を通じて多くの登山者が訪れる市内4駅を中心に、丹沢の資源を活用した森林利用に努める。

### Ⅲ 森林整備の方法

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
- 第2 造林に関する事項
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準に関する事項
- 第4 公益的機能別施業森林の整備等に関する事項
- 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- 第6 森林の保健機能の増進に関する事項
- 第7 その他森林の整備のために必要な事項

### Ⅲ 森林整備の方法

#### 第Ⅰ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

##### Ⅰ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、その法令等の定めを遵守して適切な伐採を行う。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、1箇所当たりの伐採面積は2ha以下を標準とし、やむをえない場合にあっては20haを限度とする。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、次のア～カに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、樹種の特性、森林の構成、地域における既往の施業体系、木材の需要等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木等について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- カ 集材・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ現地に適した方法により行う。

## 作業システムの目安

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩傾斜地 〔概ね20°以下〕 (※1)	① 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
中～急傾斜地 〔概ね20～ 35°〕(※2)	② 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
	③ 架線系	(簡易な架線系集材) スイングヤード等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック
急峻地 〔概ね35°以上〕	④ 架線系	(架線集材) タワーヤード 自走式搬器等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

(※1) 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする

(※2) 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする

(主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム)

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩～急傾斜地 〔概ね35°以下〕	架線系	(簡易な架線系集材) ジグザグ集材	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

### (1) 単層林施業

単層林施業については、林産物の搬出に適した針葉樹人工林や、クヌギ、コナラ等の広葉樹(人工)林等を対象として、次に示す単層林施業の標準的な方法に従って実施する。

ア 主伐に当たっては、自然的条件及び多面的機能の確保を考慮し、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐によることとし、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、及び風致の維持等の観点から、必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置すること。

イ 主伐の時期は、短伐期単層林については、原則として標準伐期齢に達した時期以降に、長伐期単層林については、標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以降に行うこととし、多様な木材需要への対応、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化や長期化を図りつつ、木材の市場価格を勘案し、生産目標に応じた林齢で伐採すること。

ウ 伐採跡地には、適地適木を原則とした人工造林を行うものとし、スギまたはヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種または無花粉品種の選択に努めるほか、状況に応じて地域の自然条件に適した品種等の導入を図る。伐採後に天然更新を行う場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合には、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採を行うよう努めること。

## (2) 巨木林施業

巨木林施業については、下層植生の豊富な林齢100年生以上の針葉樹林を目標とすることを踏まえ、造林から標準伐期齢に達する時期までは、単層林に準じた施業を行い、標準伐期齢以降は、風害などの気象災害に留意しながら、適度な間伐を繰り返すことにより豊かな下層植生の維持・育成を図る。

また、標準伐期齢以降の枝打については、林内環境を保全する上で必要な場合に行う。

主伐にあたっては、自然的条件及び多面的機能の確保を考慮し、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこと。伐採跡地については、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽すること。

## (3) 複層林施業

複層林施業については、複数の樹冠層を構成する森林として成り立ち、森林の有する諸機能の維持増進が図られる森林を対象として、次に示す複層林施業の標準的な方法に従って実施する。

ア 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、上層木を抜き切りすることにより下層木の生育に必要な光環境及び空間を確保しながら、自然的条件や造林目的を踏まえて、上層木と下層木の配置、重複期間、森林を構成している樹種の組み合わせ、林分構造等を勘案して選木を行うこと。

イ 上層木の主伐は、概ね標準伐期齢に達した時期以降に行うものとし、特に下層木の保護並びに更新の時期及び方法に留意して慎重に行うこと。

ウ 択伐による場合は、伐採に当たっては、適正な蓄積が維持されるよう配慮すること。

エ 漸伐又は皆伐による場合には、母樹の配置、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮すること。

## (4) 混交林施業

混交林施業については、針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林へ誘導することを主眼としていることを踏まえ、針葉樹単層林から混交林への誘導は、抜き伐りを繰り返しながら、森林の現況や自然条件に応じて、必要な施業を適宜組み合わせ、天然下種更新による多様な広葉樹等の導入を促進することを基本とする。

主伐に当たっては、林地の保全、野生生物との共存等に配慮しつつ、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の育成のために必要な空間を確保するために行うものとし、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帯状、群状などの種類を選択すること。

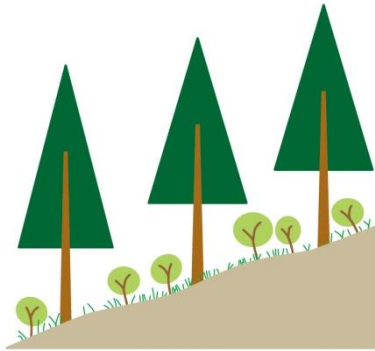
天然下種更新による広葉樹等の導入が期待できない場合などは、必要に応じて植栽を行う。植栽を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を選択し、地域固有の系統を保全するため現場の母樹から育成した種苗を使用するように努める。

## (5) 広葉樹林施業

広葉樹林施業は、構成樹種が多様で階層構造が発達し安定した活力のある広葉樹林を目指す。広葉樹林の更新は、自然力を活用した天然下種更新または萌芽更新を基本とし、下層植生の乏しい森林では、森林の現況や自然条件に応じて下層植生の保護、土壤保全、かき起こし等の地表処理、受光伐、補助的な植栽等の適切な施業を組み合わせで行う。

広葉樹林における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこと。

単層林施業



主伐は標準伐期以降で行う

巨木林施業



100年生以上の巨木の択伐または小面積分散的な皆伐を行う

複層林施業



上層木の主伐では下層木に配慮して行う

混交林施業



天然下種更新の促進や広葉樹植栽を行う

## 2 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次の表のとおりである。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

長伐期施業を行う場合の伐期は次のとおりとする。

樹種	伐期
スギ	80年
ヒノキ	90年

伐期の延長をすべき森林の場合は伐期を次のとおりとする。

樹種	伐期
スギ	50年
ヒノキ	55年

(注) 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を促すものではない。なお、上表に定める標準伐期齢以外の時期に伐採しようとする場合は、本市の林務担当部局又は林業普及指導員等と相談の上、樹種や生産目標に対応する径級に達した時期に行う。

## 3 その他必要な事項

該当なし。



## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

##### 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、コナラ、クヌギ、カヤ、ケヤキ等

(注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、本市の林務担当部局又は林業普及指導員とも相談のうえ、適切な樹種を選択する。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立て別の植栽本数

植栽本数は、次に示す本数を標準として、決定する。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	疎仕立て	1,000~1,500以上
	中庸仕立て	2,500~3,500
ヒノキ	疎仕立て	1,500以上
	中庸仕立て	2,500~3,500
	密仕立て	4,500

(注1) 広葉樹については、樹種・地形などに応じて適切な本数を植栽する。

(注2) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の樹冠占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。

(注3) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、本市の林務担当部局又は林業普及指導員とも相談のうえ、適切な植栽本数を判断する。

(注4) 法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。

##### イ その他人工造林の方法

人工造林は、次に示す方法を標準として行う。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫システムの導入、低密度植栽など造林の省力化と低コスト化に努めるものとする。なお、低密度植栽を行う場合、肥大成長が促されるが、梢殺の樹幹になりやすく、合板材・集成材など加工向けの並材の生産を念頭においた施業となること、及び下刈り時の誤伐や獣害等に起因する枯死苗の発生が大きな影響を及ぼすことに留意する。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努める
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付ける。
植栽の時期	裸苗：4月~6月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合

	には、苗木の根の成長が鈍化した時期（10月～11月）に行う。 コンテナ苗：土壌が凍結していない時期に行う。
--	--

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

次に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了する。

伐採跡地の更新すべき期間	<p>森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止する観点から、皆伐による伐採に係るものについては、その伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。</p> <p>択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了する。</p>
--------------	--

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、森林の適切な更新を図ることとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。

天然更新の対象樹種	カヤ、スギ、アスナロ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ウラジロモミ、ツガ、モミ、イイギリ、ハリギリ、コシアブラ、ハクウンボク、カエデ類、カツラ、アサダ、オオバヤシャブシ、クマシデ属、ケヤマハンノキ、ミズメ、ミヤマヤシャブシ、カゴノキ、サワグルミ、ケンポナシ、ヒコサンヒメシャラ、ヒメシャラ、アカメガシワ、ケヤキ、ウラジロノキ、アズキナシ、オオウラジロノキ、ブナ、イヌエンジュ、フジキ、オオバノキハダ、カラスザンショウ、ミズキ、ヤマボウシ、シオジ、マルバアオダモ、コブシ、アオハダ、モチノキ、ヤマグルマ、ミヤマイボタ、マメザクラ、サワラ、ハンノキ、カゴノキ、クマノミズキ、ユクノキ
萌芽による更新が可能な樹種	エゴノキ、オオバアサガラ、イトマキイタヤ、イロハモミジ、エンコウカエデ、オニイタヤ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、オニグルミ、ヤマグワ、シナノキ、ニシキウツギ、トチノキ、マユミ、ユモトマユミ、エノキ、オヒョウ、ハルニレ、ムクノキ、イヌザクラ、ウワミズザクラ、オオシマザクラ、オオヤマザクラ、ミヤマザクラ、ヤマザクラ、フサザクラ、アカガシ、アラカシ、ウラジログシ、カシワ、クリ、クヌギ、コナラ、シラカシ、スタジイ、ミズナラ、アラゲアオダモ、ヤマトアオダモ、ホオノキ、リョウブ、カマツカ、ニガキ

## (2) 天然更新補助作業の標準的な方法

### ア 天然更新の補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地 表 処 理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈 出 し	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈払い稚幼樹の生長の促進を図る。
受 光 伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払い等を行う。
植 込 み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行う。
芽 か き	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外の芽をかきとる。

#### 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数 (本/ha)
天然更新実施樹種	10,000

### イ その他天然更新の方法

以下の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図る。

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①及び②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものがha当たり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な育成が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

## (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、その伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

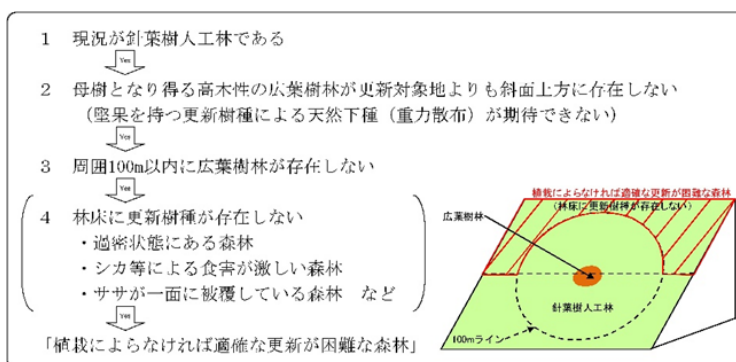
## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-

2の4に基づき原、次のア～エに掲げる要件を全て満たす森林とする。

- ア 現況が針葉樹人工林である。
- イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種更新（重力散布）が期待できない）。
- ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。
- エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）。なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。



## (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

## 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

### (1) 更新に係る対象樹種

#### ア 人工造林の場合

1の(1)人工造林の対象樹種による。

#### イ 天然更新の場合

2の(1)天然更新の対象樹種による。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2の(2)の(1)に定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、樹高0.3m以上のものに限る。)を更新することとする。

## 5 天然林と人工林の棲み分け

現在標高が高く、落葉広葉樹林帯となっているエリアに関しては、自然環境も原生植生を残していることから、新たな伐採は行わない。

また、現在裸地となっているが、かつてはブナを中心とした植生であった塔ノ岳等の尾根筋においては、できる限り人工的にかつての植生の復活を目指した取組を行う。

現在人工林であるエリアにおいては、林道から200mの範囲においては積極的な森林経営に取り組み、伐採を行うに当たり不適地においては、時間をかけ自然植生林に移行する。

## 6 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準に関する事項

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施する。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			標準的な方法
			初回	2回目	3回目	
スギ	短伐期	2,500~ 3,500	15	22	30	<p>開始時期は、樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。</p> <p>間伐率は、各回とも20~35%の率で林分により調整し実施する。なお、法令等により伐採率の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切に行うこと。</p> <p>間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく、均一な林分が構成されるよう配慮する。</p> <p>優良材生産を目的とし、地位の良否・植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。</p> <p>立地条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮する。</p>
ヒノキ	短伐期	2,500~ 3,500	18	25	35	

標準的な間伐の間隔

樹種	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ	10年	15年
ヒノキ	10年	15年

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、その森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施する。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	
下刈	スギ	7年生まで年1回（雑草木の状態によっては2年目、3年目には2回刈りを行う）				<p>下刈は、造林木が雑草木より1m程度抜き出るまで行い、その回数は、植栽した年から7年間に7～9回とする。</p> <p>下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合は7月、年2回の場合は6月と8月に行う。</p> <p>必要に応じて、つる切を併せて行う。</p>
	ヒノキ					
除伐	スギ	10年				<p>除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態になったときに、造林木の成育に支障となるかん木類やつるを除去する。</p> <p>また、あわせて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。</p>
	ヒノキ	10年				
枝打	スギ	1.5m 9年	3.0 m 13 年	4. 5m 17 年	6. 0m 21 年	<p>枝打は、概ね8～10年生になったら1回目を実施し、以降3～4回を標準に最下枝の直径が7～8cmになった時実施する。</p> <p>枝打は丁寧に幹を傷つけないよう、また、枯枝を残さないように仕上げる。</p>
	ヒノキ	1.5m 11年	3.0 m 15 年	4. 5m 19 年	6. 0m 23 年	

## 3 その他必要な事項

該当なし。

## 第4 公益的機能別施業森林の整備等に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及びその区域における森林施業の方法

森林の多面的な公益的機能を発揮させる観点から、公益的機能別に対象森林を次のとおり分類し、その区域を別表1のとおり定める。また、その施業の方法を別表2及び次のとおり定める。

#### (1) 水源かん養機能維持増進森林

水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林では、自然環境の保全、再生を基本として、県による「水源の森林づくり」事業と連携を図り、林床には落葉層、低木及び下草が豊かで安定し、保水調節能力が高く、かつ、地表浸食防止に効果が高い森林づくりを推進する。

##### ○ 水源かん養機能維持増進森林の区域における施業の標準的な方法

- i 水源のかん養機能又は土地に関する災害の防止機能の維持増進を特に図るため、1箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散並びに伐期の延長を図ること。
- ii 針葉樹単層林において育成単層林施業を行う場合は、適切な保育・間伐により、下層植生

が豊かな状態を維持するよう育成・管理を行うこと。

- iii 立地条件等により、間伐を繰り返しながら天然下種更新や植栽を行うことによって、常に一定以上の蓄積を維持し、階層構造が発達した複層林施業への積極的な誘導を行うこと。
- iv 広葉樹林等の天然生林は、天然下種更新または萌芽更新を基本とし、下層植生の乏しい森林では、必要に応じて下層植生保護、土壌保全、受光伐、補助的な植栽等の育成複層林施業を行うこと。
- v 主伐を行う場合は、林地の保全に配慮して択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、伐採年齢を標準伐期齢に10を加えた林齢以上とする伐期の延長に努めること。
- vi 植栽を行う場合は、状況に応じて、地域の自然条件に適した郷土樹種の積極的な導入を図るほか、針葉樹の植栽を行う場合は、花粉量の少ない品種を選択すること。



水源の森林（三廻部）

## （2） 快適環境形成機能維持増進森林

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林では、生活環境保全機能の高度発揮を重視した森林整備を推進することとし、里山ふれあいセンター、表丹沢野外活動センターといった森林の自然環境に親しむ施設周辺の森林や弘法山、震生湖、頭高山など散策路として親しまれている森林では、樹種構成の多様化を目指した景観の維持向上を図るため、広葉樹林や混交林整備を行う。

本市では県の水源環境保全税を財源とした「ふるさと里山整備事業」（所有者に代わり市が公益的機能の維持増進を図るため整備を実施する事業）を積極的に推進し、たばこ栽培が盛んであった頃のかつての秦野の里山の環境を取り戻すための里山林整備に引き続き取り組む。

また、森林とのふれあいの場を提供するため、散策路等の整備を促進することとし、住居地周辺に残された里山林等においては、ボランティア団体や住民参加による森林整備活動に対する支援を推進する。

### ○ 快適環境形成機能維持増進森林の区域における施業の標準的な方法

- i 環境の保全機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進を図ること。
- ii 快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うこと。
- iii 常緑広葉樹を主体とした自然性の高い天然生林等は、森林学習や学術的視点から現存する林相の保存又は保全を基本とすること。
- iv 地域の景観を特徴づける森林は、必要に応じて樹種構成の多様化を目指した育成複層林施業や特徴的な景観の維持を目指した育成単層林施業など、景観の保全又は向上を目指した施

業を基本とすること。

- v 市街地周辺の里山林や都市近郊など、森林づくり活動の実践の場として活用を図る森林は、地域住民等の参加を得ながら更新・保育・間伐等継続的かつ積極的な施業を基本とすること。
- vi 公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、原則としては、複層林施業を推進すべき森林として定めることとし、複層林施業によっては公益的な機能の増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別の標準伐期齢の概ね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。



里山保全活動団体により整備された森林

## 2 木材生産機能維持増進森林の区域及びその区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1のとおり定める。この際、区域内において、1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の發揮に支障がないようにする。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林を別表1のとおり定める。なお、特に効率的な施業が可能な森林の設定基準は次のとおりとする。

区域の単位	基準
林小班（ポリゴン）単位で設定する。	次の全てに該当する森林 ① 現地が人工林 ② 平均傾斜が30度以下 ③ 林道等からの距離が200m以内にかかる林小班 ④ 制限林は除外

また、その施業の方法を別表2及び次のとおり定める。

### (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法により行うとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更



新を行うこととする。

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林では、持続的な木材資源の利用を通じた育成単層林施業や育成複層林施業を推進する。特に成熟しつつある人工林資源を活用するため、作業路網を整備し間伐を中心とした計画的かつ効率的な伐採を推進する。

なお、森林の状況は同じ樹種、林齢でも標高、斜面方位、風当たり、今までの施業履歴などによって成長に違いが見られる。森林整備においてはそれらを考慮した方法を選択していく必要がある。更新時期を迎えたエリアや雪害等により皆伐を余儀なくされたエリアに関しては、従前の樹種にとらわれず、そのエリアにおいて最適と思われる樹種を選択し、新たに植栽を行う。

また、市内で産出される全国でも特に優れたヒノキにおいては、優良品種としてその子孫を育苗、植栽し、付加価値の高い森林づくりを進める。

一方、現在、スギやヒノキの人工林があるエリアにおいても林道からの距離が離れている急傾斜地で搬出コストがかかるなど、生産効率の点から市場での競争力が見込まれない森林については、市場での評価が高いカヤやケヤキなどを植樹し、経済的価値を有した自然林に近い植生への移行を促す。

○ 木材生産機能維持増進森林の区域における施業の標準的な方法

- i 効率的な木材の生産機能維持増進を図るため、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入を通じた効率的な森林整備を推進する。
- ii 区域が水源のかん養機能の維持増進を図る区域と重複している箇所においては、1箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散並びに伐採林齢の長期化を図り、水源のかん養機能に留意した施業を実施すること。
- iii 木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。
- iv 適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や高性能林業機械の導入等を通じた効率的な森林整備を推進する。



森林施業の様子



カヤとスギの複層林

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、16林班、17林班、20林班、21林班、22林班、23林班、24林班、25林班、26林班、27林班、28林班、29林班、30林班、32林班、33林班、34林班、35林班、36林班、37林班、38林班、39林班、40林班、41林班、42林班、43林班、44林班、45林班、47林班、57林班、58林班、59林班、60林班、61林班、62林班、63林班、64林班、65林班、66林班、67林班、68林班、69林班、700林班	●●ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1林班、2林班、3林班、4林班、5林班、6林班、7林班、8林班、9林班、10林班、18林班、19林班、31林班、46林班、48林班、49林班、50林班、51林班、52林班、53林班、54林班、55林班、56林班	●●ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10林班、11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、16林班、20林班、21林班、22林班、23林班、24林班、25林班、26林班、28林班、29林班、30林班、32林班、33林班、34林班、35林班、36林班、37林班、38林班、39林班、40林班、41林班、42林班、43林班、44林班、45林班、47林班、57林班、60林班、61林班、65林班、66林班、67林班、68林班、69林班、700林班のうち概要図で示す区域	●●ha
<p>特に効率的な森林施業が可能な森林</p> <p>※制限林等除外区域を含む</p>		

※秦野市森林整備計画概要図参照

【別表2】

区 分	施業の方法		森林の区域	面 積
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、16林班、17林班、20林班、21林班、22林班、23林班、24林班、25林班、26林班、27林班、28林班、29林班、30林班、32林班、33林班、34林班、35林班、36林班、37林班、38林班、39林班、40林班、41林班、42林班、43林班、44林班、45林班、47林班、57林班、58林班、59林班、60林班、61林班、62林班、63林班、64林班、65林班、66林班、67林班、68林班、69林班、700林班	●●ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1林班、2林班、3林班、4林班、5林班、6林班、7林班、8林班、9林班、10林班、18林班、19林班、31林班、46林班、48林班、49林班、50林班、51林班、52林班、53林班、54林班、55林班、56林班	●●ha
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—

※秦野市森林整備計画概要図参照

### 3 その他必要な事項

既存の分収林契約地については、施業（伐採）に伴う土壌流出の防止等により各区分で重視する公益的機能の低下への配慮を行ったうえで、当該分収契約に定める施業を行うことができるものとする。

## 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 路網の整備に関する事項

#### (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては、地形傾斜や路網の整備状況等に応じて設定するものとし、神奈川県地域森林計画が示す基準に準じて次表を目安として選択する。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85以上
	架線系作業システム	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60以上
	架線系作業システム	25以上
急峻地 (35° ~ )	架線系作業システム	5以上

(注1) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとする。

(注2) 尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

#### 基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域)

路網整備等推進区域	林班	面積
東地区	12林班、13林班、14林班、 16林班	454ha
北地区	28林班、29林班、33林班、 34林班、38林班、39林班、 41林班、43林班	570ha
西地区	66林班、67林班、68林班	194ha

#### (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

##### ア 基幹路網に関する事項

##### ① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程 (昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針 (平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知) に従い行うものとする。

## ② 基幹路網の整備計画

開設/改築	種類	(区分)	位置(字)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5か年 の計画箇所
改築	自動車道	林道	字菘毛	六本松線	2,764m	79ha	改良 10か所
改築	自動車道	林道	字菩提	向山線	3,789m	168ha	改良 10か所
改築	自動車道	林道	字堀山下 字堀西	西山線	3,500m	399ha	改良 10か所
改築計					10,053m	646ha	

上記路線以外の既存路線については、森林整備の進捗に合わせて木材の搬出経路確保の必要性を林業事業者と調整のうえ、改築等の事業の実施について検討する。

### イ 細部路網の整備に関する事項

#### ① 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、主として林業機械の走行を想定するもので間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため、林業者等の特定の者が継続的に利用するものとする。その開設に当たっては、県が定める「神奈川県森林作業道作設指針」に従い開設するものとする。

#### ② その他必要な事項

該当なし。

### (3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「私有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

### 2 その他必要な事項

該当なし。

## 第6 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

該当なし。

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

4 その他必要な事項

本市では保健機能森林を指定しないが、森林の環境特性や利用形態を考慮し、森林内におけるレクリエーション活動、森林浴等森林のもつ良さを活かした保健休養の場としての森林利活用が期待できる森林については、関係者と森林施業の方法を調整のうえ、保健機能森林としての公益的機能に配慮した森林整備を実施する。

第7 その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備状況その他の地域の実情から見て造林、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積
東部区域	10林班、11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、16林班、17林班、18林班、19林班、47林班	●●ha
北部区域	28林班、29林班、30林班、32林班、33林班、34林班、35林班、36林班、37林班、38林班、39林班、40林班、41林班、42林班、43林班、44林班、45林班	1,182ha
西部区域	48林班、49林班、50林班、51林班、52林班、57林班、58林班、59林班、60林班、61林班、62林班、63林班、64林班、65林班、66林班、67林班、68林班、69林班	●●ha
奥丹沢区域	20林班、21林班、22林班、23林班、24林班、25林班、26林班、27林班	928ha

※森林経営計画一体整備相当区域図参照

(2) 森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

- ア IIの第3の1の森林被害対策に関する事項
- イ IIIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ウ IIIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- エ IIIの第6の森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで留意すべき事項及びIIIの第7の共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

## 2 その他必要な事項

該当なし。

### 付属資料

- 秦野市森林整備計画概要図
- 森林経営計画一体整備相当区域図

## 森林・林業関係用語集



用語	説明
森林計画制度	森林法（昭和26年法律第249号）に基づき森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資することを目的として、森林の造成、伐採、林道、保安林の整備及び森林施業の合理化等の必要事項を定めた計画である。国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成される。
全国森林計画	農林水産大臣が森林・林業基本計画に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期として立てる計画。
地域森林計画	民有林を対象として、森林計画区毎に都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画で、本県では、神奈川地域森林計画のことである。
市町村森林整備計画	森林法第10条の5に基づき、市町村長がその市町村内の森林について5年ごと10年を1期として樹立する造林から伐採に至るまでの総合的な森林整備計画で、本計画のことである。
森林経営計画	森林法第11条に基づき、「森林所有者」又は「森林経営の受託を受けた者」が一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について立てる5年間の計画である。
森林・林業基本計画	「森林・林業基本法」の基本理念の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法第11条に基づき、政府が策定する計画。 森林及び林業施策の基本方針、森林の持つ多面的機能の発揮並びに林産材の供給及び利用に関する目標、日本政府が講ずべき施策が明記されており、概ね5年ごとに見直される。
神奈川地域森林計画対象森林	森林法第5条により、地域森林計画（本県は神奈川地域森林計画）の対象とする森林をいい、本計画における対象森林。
森林	森林法第2条により、次のものをいう。ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。 ア 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹 イ アの土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地
立木	「りゅうぼく」と呼び、土地に生育する個々の樹木をいう。
国有林	森林法第2条第3項により規定される国が所有・保有する森林をいう。
民有林	国有林以外の森林をいう。公有林と私有林に区分される。
公有林	県有林、市町村有林、財産区有林などをいう。
私有林	民有林のうち、公有林以外の森林をいう。
保有	森林の保有とは、その森林を独自で使用収益する権利を有している状態をいう。分収林では造林者を保有者とし、地元共有林などの権利者に割地しているときは権利者をそれぞれ保有者とする。

用語	説明
不在地主	所有する森林とは別の市町村に居住する個人、または主たる事務所のある法人。
人工林	人工造林によって造成された森林をいう。
天然林	主として天然の力によって発芽、成立した森林をいう。天然林の手入れ及び補足的な植栽等、一部に人為を加えたものも含まれる。
天然生林	災害や伐採などにより消失した後、ほとんど人の手が加わらずに自然に再生した森林。
自然林	本来、自然に成立した森林、人手の加わっていない森林の意であるが、ここでは、天然林の中でも極相に近い状態の自然度の高い森林の意味で用いる。
竹林	竹の純林だけを竹林とし、樹林中に混生している場合は立木地を含める。
未立木地	樹木が生育していても、樹冠投影面積が土地面積の30%未満の土地をいう。ただし、林内放牧などに利用されているもの及び採草地、採土地、採石地、災害跡地、岩石地は含める。（伐採跡地は除く）
伐採跡地	伐採後の経過期間が2年以内で、まだ更新をしていない土地をいう。
林相	森林を構成する姿をいい、一般には針葉樹林、広葉樹林、針・広混交林に区分する。
林分	林種・林相がほぼ一様で、森林の取り扱い単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせたもの。
林齢	林分が成立して経過した年数をいうが、人工林は、更新年度（植栽した年度）を1年生と数えるので、通常3年生の苗木を植栽するため、樹齢（実際の年齢）とは異なる。天然林のような異なった年齢の樹木が混じって生育している場合は、平均年齢を林齢とする。
森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育（下刈り、除伐、間伐等）、伐採等の、一連の森林に対する人為的な働きかけのこと。
森林整備	森林施業とそのために必要な施設（林道など）の作設、維持を通じて森林を育成すること。
公益的機能別施業森林	森林の有する公益的機能（水源かん養機能、快適環境形成機能など）の別に応じた、その森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小、その他のその森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域をいう。
単層林・単層林施業	単層林とは、樹木の枝葉の空間である樹冠が連なった林冠が一つの層の森林のこと。単層林施業とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人工更新により森林を造成する施業をいう。

用語	説明
巨木林・巨木林施業	「巨木」にはっきりした定義がある訳ではない。昭和63年に環境庁が全国の巨樹・巨木林調査を行った際の基準「地上130cmの位置で幹周りが300cm以上」が広く知られている。なお本計画において巨木林施業とは下層植生の豊富な樹齢100年以上の針葉樹林を目指す施業をいう。
複層林・複層林施業	複層林とは、人工更新により造成され、樹齢、樹高の異なる樹木により構成された森林のこと。複層林施業とは、原則として人工更新により造成した森林において、森林の構成する林木を部分的に伐採し、人工更新により複数の樹冠層を有する森林を造成する施業をいう。
混交林・混交林施業	混交林とは、性質の異なった2種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）が混じって生育している森林のこと。ただし、下木の類は混交の種類として考えない。本計画における混交林施業とは、単層林として造成した針葉樹林に広葉樹を導入し、針葉樹と広葉樹が主林木として混生する森林を目指す施業をいう。
広葉樹林施業	広葉樹林とは、林冠層が広葉樹で構成される森林のこと。本計画における広葉樹林施業とは、手入れ不足その他の原因により荒廃している広葉樹林を、下層植生保護、土壌保全、受光伐、補助的な植栽等により、構成樹種が多様で階層構造が発達した活力ある広葉樹林とすることを旨とする施業をいう。
齢級	林齢を一定幅にくくったものをいう。5ヶ年をひとくくりにし、林齢1年生～5年生を1齢級というように示す。
標準伐期齢	平均成長量（材積÷林齢）が最大となる林齢を基準として、既往の平均伐採齢を勘案して定めた年齢をいう。
長伐期施業	通常の単層林施業が、標準伐期齢程度で伐採・収穫を行うのに対し、通常の伐期齢より高齢級を伐期とする施業のことで、本計画においては、標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以上の時期に主伐を行うこととしている。
材積	木材や樹木の体積をいう。
蓄積	一定面積当たりの森林の材積の合計（総量）。
更新	伐期に達した成熟林分などを伐採、あるいは生産性の高い人工林に切り替えるために、林分を伐採して後継林分を仕立てることをいい、更新には人工更新と天然更新とがある。
人工更新	伐期に達した成熟林分や被害林分などを伐採し、跡地に植栽または種子を播き付けて林分を仕立てることをいう。
天然更新	主として天然の力により次の世代の樹木を発生させて林分を仕立てることをいい、萌芽更新、天然下種更新及び竹林の地下茎更新がある。
萌芽更新	樹木の大部分又は一部分を伐採利用し、残りの根株部分から発芽（萌芽）させ、育てることによって林分を仕立てることをいう。

用語	説明
天然下種更新	一部の母樹を残し、自然に散布した種子が林地に発芽し林分が形成されることをいい、発芽を促進するため、地表のかき起こし、雑草の刈り払い、有用樹種の補植など適当な補助作業を行うことがある。
母樹	優良な形質をもった種子などの採集の対象となる樹木で、林業種苗法（昭和45年法律第89号）に樹種や取扱い等が定められている。
育林	地拵え、植林、下刈、つる切り、枝打、除伐、間伐等の人工林の手入れ作業の他、天然林の手入れ作業及び林地の施肥、病虫害防除作業、防火線設置作業等をいう。
保育	育成する目的樹種の成長を促すために行う作業の総称であり、下刈り、除伐、つる切りなどの作業がある。
造林	人工更新または天然更新によって林分を仕立てることをいう。
人工造林	苗木の植栽、さし木等人為的な方法により森林を造成することをいう。地拵え、植栽などの作業を行う。
地拵え	人工造林の準備作業であり、造林地にある雑草木を刈り払い、伐採木の枝条などを取り除いて苗木の植え付け等に適するように整理すること。
補植	植栽後に枯損木が生じた場合、枯損跡に植え付けを行うこと。
収量比数	一般には、間伐の実施の要否の判断基準として用いられ、「森林の立木の単位当たりの材積／樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積」で算出する。
下刈	造林木の生長を妨げる雑草木を刈り払うこと。
枝打	節のない優良材をつくるために、計画的に一部の下枝を切り取ること。
除伐	新植地が概ねうっ閉したときに行う手入れで、育林の対象となる樹木の生育の妨げになる他の樹木を切り払う作業をいう。
間伐	主として優良木の成長を阻害する樹木等を間引き、生産目的に合った木材を生産するため、樹木の密度を調整すること。
列状間伐	間伐の方法のひとつ。選木基準を定めずに、伐採や搬出に都合が良いように一定の間隔で単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な手段。
抜き伐り	下層木の更新・生育のために上層木を伐採することで、伐採木に占有されていた空間が次世代の立木の生育に供されることが間伐との違いである。なお、抜き伐りは、施業区分としては主伐に位置づけられる。
主伐	利用できる時期に達した立木を伐採収穫することをいう。間伐と異なり次の世代の樹木の育成を伴う伐採及び林木育成以外の用途に供するために行う伐採をいう。
皆伐	主伐のうち、択伐以外のものをいう。
択伐	主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法をいう。

用語	説明
斬伐	天然更新に必要な上層木を保残しておおむね70%以内の伐採率により森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に伐採する方法。
林地残材	立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外に搬出されない間伐材等、林地に放置される残材。
うっ閉	隣り合う林木の樹冠が相接してすきまがなくなった状態をいう。
林道	森林の内外に通じて、除間伐、枝打などの森林の手入れや立木の伐採搬出などを行うために必要な交通を目的として作られた道をいう。
作業道	林道より簡易な道で、軽トラックや小型の運搬車両が通れる道をいう。
路網	森林内にある公道、林道、作業道の総称、またはそれらを適切に組み合わせた状態をいう。森林施業を効率的に行うために、また高性能林業機械を用いた作業仕組みを成功させるために、路網の整備が重要となる。
(林道) 開設	林道を新たに作ることをいい、「新設」ともいう。
(林道) 改築	既にある林道の幅員を3mから4mにするなど、林道を路線単位で規格構造を向上させることをいう。
林業事業体	主として施業等の受託または請負により林業経営を行う森林組合、素材生産事業体、造林事業体等をいう。
素材生産	立木を伐採、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産する林業の作業。
集成材	ラミナ（集成材を構成する板材）を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品をいう。
CLT (直交集成板)	Cross Laminated Timber（クロス・ラミネイティド・ティンバー）の略。ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネルのことで、高い寸法安定性や耐震性、優れた断熱性、耐火性などの特性がある。
保安林	森林法第25条又は第25の2に基づき、水源のかん養、土砂の流出その他の災害の防備など、特定の公共目的を達成するために指定された森林をいい、指定目的により17種類に分類される。
特用林産物	林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ類、竹、木炭など。
バイオマス	「再生可能で生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」と定義される。例えば、木質バイオマスは、太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源として注目される。
森林認証（森林認証制度）	適切に管理されている森林を第三者機関が認証し、その森林から生産される木材製品にラベル付けをすることで、消費者がこれらの商品を選んで購入できるようにし、環境に配慮した森林利用を進める仕組みのこと。

## 計画策定の経過等

## 1 会議等

年	月	主な内容
令和4年 (2022年)	8月	庁議（部長会議）の開催 ・森林整備計画の改定について報告
	9月	第1回森林づくり検討委員会の開催 ・改定内容の協議
	12月	第2回森林づくり検討委員会の開催 ・素案の決定
令和5年 (2023年)	1月	庁議（部長会議）の開催 ・森林整備計画案について報告
		議員連絡会の開催 ・森林整備計画案について報告
		計画案の縦覧の実施 市ホームページ、市役所での閲覧
	3月	計画の決定、公表

## 2 森林づくり検討委員会

役職	氏名	所属団体等	選出分野
会長	藤吉 正明	東海大学 教養学部人間環境学科自然環境課程 教授	学識経験を有する者
副会長	加藤 秀雄	秦野市森林組合 代表理事専務	林業関係団体の代表者
	山下 詠子	東京農業大学 地域環境科学部森林総合科学科 准教授	学識経験を有する者
	笹原 美香	株式会社諸戸ホールディングス山林部	林業経営者
	市川 信也	株式会社市川屋 代表取締役社長	林産業関係者の代表者
	相原 稔	菩提生産森林組合 組合長	林業関係団体の代表者
	牧島 賢一	秦野市東財産区 議長	林業経営者
	杉崎 貞夫	秦野市北財産区 議長	林業経営者
	高橋 廣行	秦野市西財産区 議長	林業経営者
	比田井 昌英	はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会 会長	林業関係団体の代表者
	山田 真二	農林水産省 林野庁 関東森林管理局 東京神奈川森林管理署 地域林政調整官	その他市長が必要と認める者
	中嶋 伸行	自然環境保全センター県有林経営課 課長	
	藤澤 翠	湘南地域県政総合センター森林課	

○任期：令和4年（2022年）9月1日から令和6年（2024年）8月31日まで

○敬称略

## 秦野市森林整備計画

計画期間 自 令和5年4月1日  
至 令和15年3月31日

令和5年3月●日樹立

秦野市環境産業部森林ふれあい課  
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号  
電話 0463-82-9631  
sinrin-f@city.hadano.kanagawa.jp